

平成 21 年度

教育活動報告書

鹿児島大学大学院司法政策研究科

(法科大学院)

平成23年3月

目 次

●司法政策研究科の教育活動	1
第1部 教育活動	
研究科の理念とカリキュラム	3
臨床法学教育の取り組み	13
学修支援／クラスワーク	17
九州大学との滞在型特別聴講学生制度	23
院生の進級率・修了率	24
成績評価に対する異議申立	25
第2部 FD活動	
FD活動の実施体制	27
FD委員会／FD懇談会の活動	29
授業アンケート	31
授業公開／授業参観	35
講義映像配信システム	38
ニュースレター	39
第3部 資料	
ニュースレター No.1～No.5	41

司法政策研究科の教育活動

■はじめに

本書では、鹿児島大学大学院司法政策研究科(法科大学院)の平成21年度の教育活動を報告する。

大学院司法政策研究科(以下、当研究科とする)は、修了者に(新)司法試験の受験資格である「法務博士(専門職)」の学位を与える専門職大学院である“法科大学院”である。従来型の研究者の養成を中心とし学究を旨とする研究科とは異なり、高度専門職業人を養成するための場であること、特定の国家試験の受験資格を独占していることなどから、そこで行われる教育活動は、他の研究科とは趣を異にしているのと同時に、そこでのFD活動のあり方においても、法科大学院に特有の性質があるといえる。

まず、法科大学院における教育の質は、我が国の法曹の水準に直結することになる。そのため、ここでの授業が何を目指し、どのように目標に到達させるのかは、単に学内や研究科内における議論、あるいは各授業担当教員の見識に委ねておけばよいのではなく、①人材の輩出先である法曹界や将来における潜在的顧客である国民からの、客観的な評価を基準にしなければならないこと、また、その結果として、②各法科大学院で個別にバラバラの取り組みをするのではなく、各法科大学院の交流・連携によって、大学の枠組みを超えたスタンダードが必要とされることが重要である。

こうした観点を踏まえ、当研究科では、所定のカリキュラムを適切に展開するとともに、法科大学院に相応しいFD活動のあり方を模索・実践している。特に本年度は、授業アンケートの内容やそれへの教員の対応の改革、授業参観や映像に基づく授業分析に新たな試みを行なった点、映像配信サーバーを導入した授業研究の推進、他大学の授業参観の実施、ニュース・レターの発行による教員と学生一体となったFDの推進や情報公開を実施した点などに特徴があったといえる。

この年を振り返ると、6月に「鹿児島大学法科大学院の新たな取り組み」を、ホームページに公表し、1)少人数教育の徹底、2)九州大学での滞在型特別聴講制度、3)司法政策研究センターの開設などを柱とする新しい教育方法の導入により、これまでの教育活動によって得られた成果を承継しつつ、さらに教育の質を向上させる取り組みを推進してきた。

これらの成果を踏まえて、当研究科の理念である「地域に学び、地域を支える」法曹養成を、より充実したものにしたい。

第 1 部

教育活動

研究科の理念とカリキュラム

■鹿児島大学法科大学院の理念とカリキュラム

当研究科は、少人数教育を徹底し、法曹としての基本的な素養を涵養するとともに、「地域に学び、地域を支える」ことを念頭に置いたカリキュラムを構築して実践している。同時に、九州・沖縄4大学教育連携によって提供される科目や、九州大学との滞在型特別聴講学生制度により、開かれた教育環境を展開している。

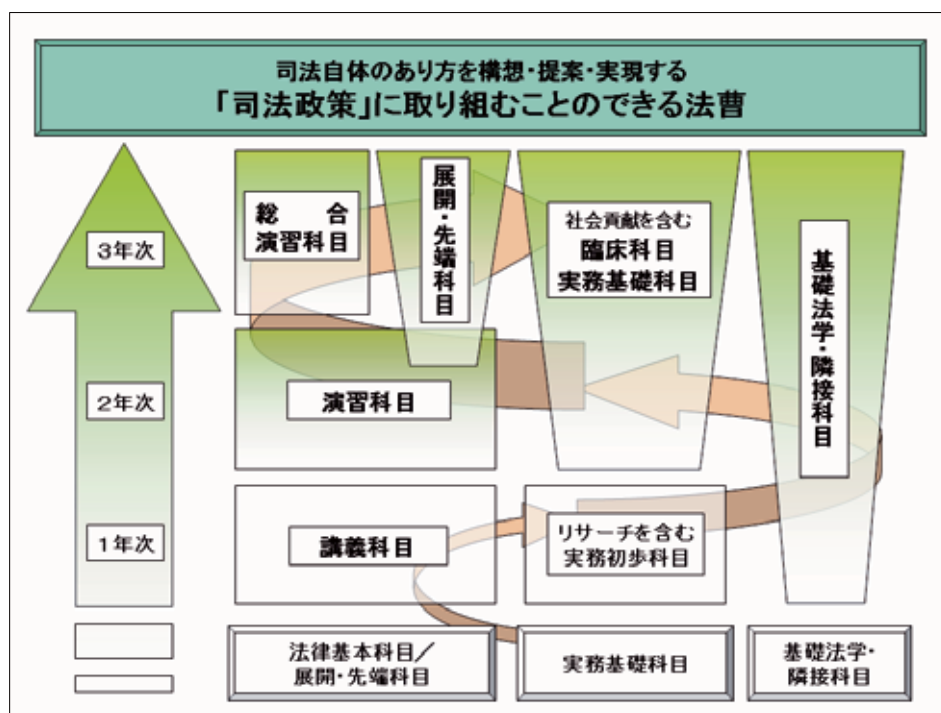
■カリキュラムの体系

●カリキュラムのコア

当研究科の実施するカリキュラムのコアとしては、1年次に「法情報論」で法情報リテラシーを鍛えて新しい時代の法曹としての基礎を確立し、2年次の“必修科目”「リーガルクリニックA」で、屋久島や種子島をはじめとする離島その他の司法過疎地域で実習を行い、司法政策を担う法曹としての基本認識を確立してもらうことを挙げることができる。これらの経験を機軸として、法律基本科目等の履修を進め、それぞれの専門を深めるのが、カリキュラムの骨組みである。

●三段階の螺旋状高度化カリキュラム

法律基本科目群に属する科目は、基本的な知識を確固たるものとする目的を持つ講義系の科目、その応用力等を培うことを目的とする「問題演習」、さらにそれらを分野横断的に扱う「総合問題演習」と、三段階で螺旋状に高度化することを念頭に置いて配置している。このことにより、重要な論点を繰り返し取り上げ、体系的な知識を修得し、応用実践力を培う。



研究科の理念とカリキュラム

これと合わせて、基礎法学・隣接科目によって法そのものに対する認識を深め、展開・先端科目によって学生自らの専門性を高めてゆく足場を提供し、実務基礎科目では実務家と研究者教員が共同する科目や民事・刑事の裁判実習など実務家によって担当される科目で、理論から実務へのスムーズな架橋を図る。

●徹底した少人数教育

当研究科では、15名の学生をさらに6名程度に分けて担任の教員を配置し、学生の履修指導や情報提供を行うクラスワークを展開し、これによって、学生個々人の状況に応じた細やかな指導を実現している。

●大学の枠を超える連携カリキュラム

当研究科では、九州大学法科大学院・熊本大学法科大学院・琉球大学法科大学院との連携によって、より充実した教育内容を実現し、履修科目に多様性を持たせている。

■開講科目・履修単位数等

●開講科目／単位数

開講科目・履修単位数は、下記の通り。開講科目一覧は後掲。

必修科目	31科目	68単位
選択科目	58科目	122単位

●修了要件

修了要件は、3年以上在籍(法学既修者に認定された場合2年以上在籍)して所定の単位を取得したのち、最終試験に合格することである。

【修了要件単位数】

必修科目68単位+選択科目28単位=合計96単位

(基礎法学・隣接科目群から4単位以上を選択)

(実務基礎科目群, 基礎法学・隣接科目群, 先端科目群から合計33単位以上を選択)

【最終試験】

論述式と口述式による試験

■履修科目の制限と進級制

当研究科では、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を36単位と定めている。1・2年次の各学年での修得単位がそれぞれ24単位に満たない場合、および、各学年における履修科目のGPAが一定の数値(1.7)に満たない場合は、進級を認めていない。進級できない学生には、必要に応じて退学勧告などを含む特別な指導を行うことがあり、また、同一学年に2年を超えて在学することはできず、これに該当した場合には、除籍となる。

■成績評価方法と履修指導

成績の評価は、相対評価と絶対評価を融合した方法を用いている。各科目の評点に対して与えられるポイントにより、GPAに基づいた進級判定と履修指導を行う。

●本研究科における学修目標及び到達目標

当研究科では、法律専門職としての職業的使命感・責任感・法曹倫理と、法律専門職に必要とされる、基礎的法知識および専門的法知識の体系的理解、法的思考力、批判的検討能力、創造的思考能力、法的分析力、法的議論の能力を涵養する。各科目における到達目標は、これらの能力や資質を、当該科目の教育課程上の位置づけに応じて段階的に身につけるものとして設定される。

●GPA評価基準

	評価	得点	GPA	趣旨等
合格	A+	100-90点	4	特に優れた成績を示した者。 (受講者の若干名につけることができる) 【当該科目の学習目標を全て高い水準で充足している。】
	A	89-80点	3	優れた成績を示した者。 (Aの取得者数にA+の取得者数を加えた人数は、20%を超えないものとする。) 【当該科目の学習目標を全て充足している。】
	B	79-70点	2	良好な成績を示した者。 【当該科目の学修目標を概ね充足している。】
	C	69-60点	1	合格を認められる最低限度の成績を示した者。 【当該科目の学修目標を最低限充足している。】
不合格	F	59点以下	0	当該科目の学習目標に到達していない。

研究科の理念とカリキュラム

■平成21年度実施カリキュラムと教育内容

平成21年度に開講された、全科目の授業科目名、教育方法、配当年次、単位数は下記のとおり。

●法律基本科目群

授業科目名	教育方法	配当年次	単位数	
			必修	選択
憲法A	講義	1年前期	2	
憲法B	講義	1年後期	2	
行政法A	講義	1年前期	2	
行政法B	講義	1年後期	2	
憲法問題演習A	演習	2年前期	2	
憲法問題演習B	演習	2年後期		2
行政法問題演習A	演習	2年前期	2	
行政法問題演習B	演習	2年後期		2
公法総合問題演習A	演習	3年前期	2	
公法総合問題演習B	演習	3年後期		2
民法A	講義	1年前期	2	
民法B	講義	1年前期	2	
民法C	講義	1年後期	2	
民法D	講義	1年後期	2	
民法E	講義	1年後期	2	
商法A	講義	2年前期	2	
商法B	講義	2年後期	2	
民事訴訟法	講義	1年後期	4	
民法問題演習A	演習	2年前期	2	
民法問題演習B	演習	2年後期		2
民法問題演習C	演習	2年後期		2
商法問題演習A	演習	3年前期		2
商法問題演習B	演習	3年後期		2
民事訴訟法問題演習	演習	2年前期	2	
民事法総合問題演習A	演習	3年前期	2	
民事法総合問題演習B	演習	3年後期	2	
刑法A	講義	1年後期	2	
刑法B	講義	1年前期	2	
刑事訴訟法A	講義	1年前期	2	
刑事訴訟法B	講義	1年後期	2	
刑法問題演習A	演習	2年前期	2	
刑法問題演習B	演習	2年後期		2
刑事訴訟法問題演習	演習	2年後期	2	
刑事法総合問題演習A	演習	3年後期	2	
刑事法総合問題演習B	演習	3年集中		2

注1 教育方法の分類

講義：基礎的な内容を講義形式で扱う科目 演習：基礎知識の応用やより高度な内容を演習形式で扱う科目
 専・演：専門性の高い分野を講義・演習形式で扱う科目 実習：実習を主とする科目

注2 熊本大学法科大学院との単位互換

このほか、学生が熊本大学法科大学院が開講する「エクスターンシップ」「医療と法」を受講した場合、「エクスターンシップ」(2 単位)を実務基礎科目群、「医療と法」(各 2 単位)を展開・先端科目群として、単位互換によって認定。

研究科の理念とカリキュラム

●実務基礎科目群

授業科目名	教育方法	配当年次	単位数	
			必修	選択
法情報論	演習	1年前期	2	
法曹倫理	講義	3年前期	2	
民事訴訟実務の基礎A	演習	2年前期	2	
民事訴訟実務の基礎B	演習	3年前期	2	
刑事訴訟実務の基礎	演習	2年後期	2	
民事模擬裁判	実習	3年前期		2
刑事模擬裁判	実習	3年前期		2
リーガルクリニックA(法曹倫理入門を含む)	実習	2年集中	2	
リーガルクリニックB	実習	2年集中		2
エクスターンシップ	実習	2年集中		2
司法文書実務	演習	3年前期		2

●基礎法学・隣接科目群

授業科目名	教育方法	配当年次	単位数	
			必修	選択
法理学	講義	3年前期		2
司法政策論	講義	1年前期		2
法社会学	講義	3年後期		2
日本法制史	講義	2年前期		2
法制史	講義	2年集中		2
外国法	講義	3年後期		2
政治学	講義	2年前期		2
政治史	講義	2年後期		2

●展開・先端科目群

授業科目名	教育方法	配当年次	単位数	
			必修	選択
民事執行・保全法	専・演	3年前期	2	
倒産法A	専・演	2年後期		2
倒産法B	専・演	3年前期		2
倒産法問題演習	専・演	3年後期		2
知的財産法A	専・演	2年前期		2
知的財産法B	専・演	2年後期		2
知的財産法問題演習	専・演	3年前期		2
租税法	専・演	3年前期		2
租税法問題演習	専・演	3年後期		2
労働法	専・演	3年集中		2
労働法問題演習	専・演	3年集中		2
国際法	専・演	3年前期		2
国際私法	専・演	3年前期		2
経済法	専・演	3年前期		2
環境法	専・演	3年集中		2
社会保障法	専・演	3年前期		2
刑事処遇論	専・演	3年集中		2
契約実務	専・演	3年後期		2
民事救済法特論	専・演	3年集中		2
インターネットと法	専・演	3年前期		2
商業登記法問題演習	専・演	3年後期		2
不動産登記法問題演習	専・演	3年前期		2
少子高齢社会と法	専・演	2年集中		2
自治体法政策問題演習	専・演	3年前期		2
公共政策法務	専・演	2年後期		2
法医学	専・演	3年前期		2
法律学総合特別演習	専・演	1年前期		2

研究科の理念とカリキュラム

■成績評価総括：試験問題と評価の公表

当研究科では、学期末に「成績評価総括」の作成と公表がなされている。「成績評価総括」には、成績評価の分布、成績評価方法、教員による成績評価にあたっての所感のほか、試験問題やレポート課題とその出題の趣旨、採点のポイントが記載されており、当該科目の全容が把握できるようになっている。「成績評価総括」は、FD活動を所管する教育活動点検評価委員会がとりまとめ、教授会で承認された後、学生に公開されている。

【成績評価総括：商法A】

09/25/21
鹿児島大学法科大学院 成績評価総括

鹿児島大学法科大学院 成績評価総括

試験科目		商法A	
担当教員	志田 豊一		
試験実施日	2009年 7月 29日		
受講者数	19人	A+(80-)	0人(0%)
合格者数	12人(63%)	A(80-89)	0人(0%)
		B(70-79)	3人(16%)
		C(60-69)	9人(47%)
不合格者数	7人(37%)	F(-59)	7人(37%)
	(うち失格者 1人)		
成績評価方法	筆記試験70点：期末試験50点 中間試験20点		
平常点	30点(予習・復習が十全にないか、積極的に発言がなされているかの授業への参加度を評価対象とした)		
成績評価に当たった所感	平常点については、ほぼ全員が、要求されるレベルに達していた。期末試験について、不合格者は、設問の前提(利益相反取引)について、理解していない者が多かった。成績優秀者(A、A+)は、いなかった。特に、文章・表現力、論理・構成力に課題があるように感じられた。今後さらに配慮したい。		

*お願い：試験問題を付して大学院係に提出して下さい。

- 1 -

試験・レポートの出題の意図及び講評

試験の種類	期：期 末 試 験
科目名	商法A
出題の意図 (配点：50点満点)	
<p>本試験では、主として①基礎的法知識の修得、②専門的法知識の体系的理解、③法的思考能力の漸進をどの程度達成できたかを評価対象とした。形式は、法文の解釈を問う問題、判例に関する知識を問う問題、簡単な事例問題等種々である。</p> <p>【問1】(35点)</p> <p>問1は、利益相反取引、瑕疵ある代表行為における相手方の保護、取締役会議の瑕疵、取締役の会社に対する損害賠償責任等についての法条、判例等の知識を問う問題である。</p> <p>設問1 利益相反取引、取締役会議の瑕疵、瑕疵ある代表行為における相手方の保護(相対無効) 15点</p> <p>設問2 株主代表訴訟の要件 5点</p> <p>設問3 取締役の会社に対する損害賠償責任、会社法23条3項の正確な理解、取締役の任務懈怠(監視義務違反) 15点</p> <p>【問2】(15点)</p> <p>問2は、取締役の第三者に対する損害賠償責任についての法条(会社法429条)、判例等の正確な知識を問う問題である。</p> <p>設問1 会社法429条の責任追及のための要件 5点</p> <p>設問2 会社法429条の責任の法的性質、法的な基礎論理 5点</p> <p>設問3 応用力、望ましい結論に到達するための法的スキル 5点</p>	
講 評：採点のポイント	
<p>問1</p> <p>設問1 15点 利益相反行為の効力 利益相反取引を行う場合に必要とされる手続きが履行されているか(会社法365条、356条)。必要な手続きを欠いた場合の相手方の保護はどのようにして図られている</p>	

- 2 -

09/25/21
鹿児島大学法科大学院 成績評価総括

鹿児島大学法科大学院 成績評価総括

<p>のか。</p> <p>本問で問題になるのは、Dに対する取締役会の招集通知遅れについて「特段の事情」(裁判昭和44年1月2日)が認められるか、認められない場合、Q社の保護はどのようにして図られるのか(相対無効；裁判昭和43年1月2日25日)、Q社に「重大な(既)損失ではない」が認められるか等であり、設問からこれらの問に対する解答を導かなければならない。種々の結論が考えられるが、本件における利益衡量としては、Q社の保護が優先されるべきではないか。</p> <p>設問2 5点 株主代表訴訟の要件 Hが提起すべきものは、株主代表訴訟であり、その提起要件(会社法47条)を解答すること。</p> <p>設問3 15点 取締役の会社に対する責任(任務懈怠) A、C、Dがそれぞれ、どのような任務懈怠=法令違反をしているか、また取締役の会社に対する責任に関して、利益相反取引の場合の特則(会社法423条3項、428条)を理解しているか。この場合、利益相反取引を行う場合に必要とされる手続きが履行されているか否かにより、結論は異なる。手続きが履行されていない場合は、そのこと自体が会社法365条に違反する。手続きが履行されている場合であっても、承認についての判断等が善管注意義務・忠実義務に違反する場合には、そのことが任務懈怠=法令違反となる。なお、利益相反取引の場合、「任務懈怠の推定」の対象とはならない。「監視義務違反」という形で任務懈怠が認められる。なお、取締役の会社に対する責任は、会社法28条(本問では関係していない)の場合を除いて、過失責任である(任務懈怠の推定、過失の立証)。</p> <p>問2</p> <p>設問1 5点 会社法429条の解釈 会社法429条の責任についての2つの立場を正確に理解しているか。通説・判例の立場に立つ場合、会社法429条の要件はどのように「解釈」されるのか、例に対する重大性か。</p> <p>設問2 5点 会社法429条の責任の法的性質 会社法429条の責任についての2つの立場を正確に理解しているか。判例(裁判昭和44年1月2日)の理解、法的な論理力。</p> <p>設問1 5点 問題発見力 通常考えられる会社法429条、民法709条による責任追及が困難である場合、設問の中から、どのような手続を見つけることができるのか(例えば、法人格否認の法理)。</p>	<p>平成21年度前期 商法A 期末考査 2009.07.29</p> <p>問1</p> <p>設例 P株式会社は、資本金1億円の子会社であり、委員会設置会社ではない。P会社の取締役は、A、B、C、Dであり、Aが代表取締役である。</p> <p>Bは、Aに対して、P社からの2000万円の借入を依頼した。これに対して、Aは、BがP社の商品開発の中心的存在であり、P社に不可欠な存在であることを考慮し、1000万円をP社からBに貸付し、残りの1000万円については、BにQ銀行から借入れさせ、P社がその借入金について保証することを求めた。Aは、P社取締役会を開催し、Bを出席させた後、当該貸付・保証に関する経緯を説明したうえで、本件貸付・保証について、A、Cの賛成により承認した。ただし、今回の取締役会の開催について、Dに対しては招集通知がなされず、Dは取締役会を欠席していた。なお、DはP社の取引先企業の社長であり、P社の取締役会を欠け、途中退席することもある。</p> <p>Q銀行は、Bから、借入について、P社の保証が取締役会において承認された旨の連絡を受け、Bに対して1000万円を貸付した(その後、P、Q両社間で保証契約が締結された)。ただし、Q社はこの間、P社に対して取締役会開催等様の申しを請求すること、A、B以外の取締役が状況を把握すること等はしていない。</p> <p>その後、Bの資産状況は急激に悪化し、BはP・Q両社からの借入金について返済することなく、P社取締役を降任した。</p> <p>設問1 P社は、Q社に対して、本件保証債務の履行を拒むことができるか。</p> <p>設問2 Bに対する貸付が回収できなくなったことによりP社に生じた損害について、P社の株主であるHは、取締役A、C、DのP社に対する責任を追及すること、その回復を図りたいと考えている。Hが自ら原告として訴えを提起するためには、どのような条件・手続きが必要か。</p> <p>設問3 設問2の訴えの提起が可能であるとして、Bに対する貸付が回収できなくなったことによりP社に生じた損害について、取締役A、C、Dの責任は認められるか。原告・被告がどのようなことを主張・立証しなければならないのかという点に配慮しながら、本件事実関係における結論を述べよ。</p>
--	--

- 3 -

- 1 -

研究科の理念とカリキュラム

問Ⅱ

設例

P株式会社は、Aのみが発起人となり、Aが全額資金を出資して設立した株式会社であり、Aが唯一の取締役である。

Aは、P社を代表して、Qから商品を購入したが、P社の業績が悪化し、QはP社から代金を回収することができなくなった。

P社の業績の悪化は、Aの積極経営によるもので、その職務執行につき、過失は認められるが、故意・重過失は認められないものとする。

Qからの商品の購入は、P社の業績が悪化しはじめた時期のものであり、代金不払について、Aに、故意・重過失は認められないが、過失は認められるものとする。

設問 Qは損害を補填するために、どのような法的手段をとることができるのか。

①会社法429条に基づく責任追及は可能か。

②民法上の不法行為責任の追及が可能であるためには、会社法429条の法的性質を、どのようなものとして理解する必要があるか。

③上記以外に、考えられる法的構成はあるか。

【成績評価総括：民法C】

試験科目		民法C	
担当教員		村山 洋介	
試験実施日		2020年2月8日	
受験者数	23人 (78%)	A+ (90-)	0人 (0%)
合格者数	14人 (78%)	A (80-89)	3人 (12%)
		B (70-79)	7人 (28%)
		C (60-69)	4人 (16%)
		F (-59)	11人 (22%)
不合格者数	11人 (22%) (うち欠格者 2人)		
成績評価方法			
平常点(課題レポート、授業への貢献等)20%および期末試験80%で評価した。			
成績評価に当たっての留意			
出題した論点は、種別論分野における基本的論点であり、かつ授業でも時間をかけて詳しく取り扱っている。全くの外れな論点を行う回答は見られなかったが、問題の前提、前提の認定、当てはめといった法的三段論法に即した論述が十分に行われていない回答、論証の順序が不適切で、論理の展開に微細な差を察している回答が少なからず見られた。また、制限種類債権や相殺予約など講義上の概念を特段の説明を行うことなく使用する回答も少なからず見られた。試験で学習した内容を具体的な事案に当てはめ、法的文書として展開する力が十分に身につけていない可能性がある。課題レポートにはほぼ全員回答があった。			
*お願い：試験問題を併せて大学関係に提出して下さい。			

試験の種類		後期：期末試験	
科目名		民法C	
出題の意図 (配点)			
<p>大問1は、制限種類債権、種類債権の特定、受領遅滞、危険負担に関する基本的理解を問う問題である。33%</p> <p>大問2は、相殺および相殺予約の第三者効に関する基本的理解を問う問題である。33%</p> <p>大問3は、連帯債務者に対する連帯債務額の一部免除に関する基本的理解を問う問題である。33% この他、裁量点として1%</p>			
講評：採点のポイント			
<p>大問1</p> <p>1. 本件売買契約の目的物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Xが錦江湾に設置している養殖用生け簀(約25㎡)で養殖されている養殖ハマチ50tのうちの5t」という本件売買契約の目的物を踏まえ、Xの目的物引渡義務の内容を正確に記述できているか。 ・制限種類債務と構成する場合、制限種類債務概念を認めることの意義、そこから導かれる制限種類債務の定義、本件事例への具体的な当てはめができているか。 <p>2. Xの目的物保存義務</p> <p>2-1 目的物の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的物保存義務との関係で特定の有無を論じる意義が示されているか、取立債務と持参債務の区別が適切になされているか、取立債務における民法401条2項前段の「給付をするのに必要な行為」の解釈が適切になされているか、以上を踏まえて本件事例への具体的な当てはめができているか。 <p>2-2 受領遅滞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的物保存義務との関係で受領遅滞を論じる意義が示されているか、受領遅滞の要件が適切に示されているか、取立債務における弁済提供の方法が示されているか、制限種類債務における目的物の品質に関する判例の理解は適切か、これら 			

試験科目		民法C	
試験実施日		2020年2月8日	
試験内容		<p>2-3 本件事例におけるXの目的物保存義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記を踏まえ、目的物が履行不能になった時点におけるXの目的物保存義務を適切に示しているか。 <p>3. Xの代金支払請求権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Xの目的物保存義務の履行不能をXの帰責性に関連づけて検討できているか。 ・制限種類債権において危険負担を問題とすることができる理由が示されているか、危険負担に関する適用条文を正確に指摘できているか。 <p>大問2</p> <p>設問1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法511条の規定を示しているか(505条の相殺要件を検討するものが多く見られた。) ・相殺の第三者効に関する最高裁判例(無制限説)を指摘できているか。 ・無制限説の根拠と具体的な規範を示しているか。 ・無制限説を本件事例に当てはめて、相殺の主張の可否を適切に示しているか。 ・制限説に立つ場合には、無制限説に対する批判的検討を適切に行っているか。 <p>設問2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件合意がいわゆる「相殺予約」であるとの指摘が為されているか。 ・相殺予約の第三者効に関する最高裁判例とその理由を示しているか。 ・いわゆる「公知性」の理論は、(銀行が契約当事者ではない)本件事例において妥当するか。 ・制限説に立つ場合には、無制限説に対する批判的検討を適切に行っているか。 <p>大問3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用条文に関する指摘があるか。 ・一部免除の絶対的効力に関する判例の立場を示しているか(全部免除の絶対的効力と同じ割合で絶対的効力を認める。600万円の範囲で絶対的効力が生じ、X-Y 1600万、X-Y2Y31800万、Y1Y2Y3の負担部分は、600万、800万、800万)。 ・負担部分基準説に立つ場合には、判例の立場を示しつつ、かつこれを説得的に批判できているか。 	

試験の種類		後期：期末試験	
科目名		民法C	
試験内容			
<p>平成21年度民法C期末試験</p> <p>*3問全てに解答すること。</p> <p>*問題1、問題2、問題3の配点は同一とする。</p> <p>問題1</p> <p>平成21年12月5日、ハマチ養殖業を営んでいるXは、鮮魚卸業者Yとの間で、養殖ハマチ5tを1000万円で販売する契約(本件売買契約)を締結した。本件売買契約の目的物である養殖ハマチは、Xが錦江湾に設置している養殖用生け簀(約25㎡)で養殖されている生魚50tのうちの5tとされ、また、Yは5回に別けて養殖用生け簀に赴き、Y自ら各回1000gの養殖ハマチを活魚輸送船に積み込む方法で引渡しを受け、各回毎に立ち会いの下で計量して代金の支払いを行う方法が合意されていた。Yは、本件売買契約締結後、2回分の積み込みとそれに相当する代金400万円をXに支払ったが、引渡を受けた養殖用ハマチに背びれの一部が欠損しているものが多数含まれていることから、3回目以降の引渡を拒絶した。Xは、背びれの欠損は通常の養殖ハマチにみられる特徴であり、品質に問題がないのであるから、3回目以降の引渡を行うようYに求めたが、Yはこれに応じなかった。その後、錦江湾で赤潮が発生したため、平成22年2月8日、Xの養殖用生け簀に残っていた養殖用ハマチが全て死滅した。</p> <p>[設問]</p> <p>Xは、Yに対して本件売買契約に基づく残代金の支払を請求したが、認められるか。</p> <p>問題2</p> <p>平成21年7月1日、Xは、Yに対して2000万円を貸し付けた(弁済期：平成22年7月1日)。一方で、Yは、Xに対し、平成21年8月10日にXに販売した商品の売掛金債権2000万円を有している(弁済期：平成22年2月10日)。平成22年2月1日、Yに対して3000万円の金銭債権を有するZは、YのXに対する売掛金債権2000万円を差し押さえた。</p> <p>[設問1]</p> <p>Xは、Zに対して、Yに対する貸付金債権を自動債権、被差押債権を受働債権とする相殺を主張することができるか。</p> <p>[設問2]</p> <p>Zによる差押前に、XとYとの間で、「Yの財産に対して差し押さえの申し立てがされたときには、YのXに対する債務は期限の利益を喪失する」、「その場合、Xは対立する債権を対価で相殺することができる」とする旨の特約が締結されていた場合、Xはこの特約をZに主張することができるか。</p> <p>問題3</p>			

研究科の理念とカリキュラム

10/02/26

鹿児島大学法科大学院 成績評価総括

平成21年1月10日、Xは、共同事業者であるY1、Y2、Y3に対して、弁済期を1年後として、連帯して2400万円を貸し付けた。Y1、Y2、Y3は、貸付に際し、各連帯債務者の負担割合を平等とし、これをXに通知していた。平成21年8月頃、共同事業者が業績不振となり、Y1がXに対して、業績不振のため弁済期に融資額を返済することが困難な状況にあることを申し述べたところ、Xは、Y1に対して、「君とは旧知の間柄であるから、君には1800万円を免除してやるから、残り600万円を支払ってくれば良い」と申し述べた。

〔設問〕

上記のように、XがY1に対して連帯債務額の一部を免除した場合の法律関係を、連帯債務の対外的関係（連帯債務者と債権者の関係）と対内的関係（連帯債務者相互の関係）とに分けて検討しなさい。

臨床法学教育の取り組み

■臨床法学教育のカリキュラム

鹿児島大学は南九州地域の拠点高等教育機関であり、専門職大学院として法曹養成課程を旨とする法科大学院の課程を担う司法政策研究科もその一員として、地域貢献が強く要請されている。そのもとで、法曹養成という教育課程と地域の司法基盤の強化を一体のものとするための活動を行うことをミッションとしており、それを「地域に学び、地域を支える」という標語で表現している。

それを体現する教育カリキュラムが、離島等司法過疎地における法律相談実習を内容とする「リーガルクリニックA」や、鹿児島市内に居住する人々を対象として大学祭で実施している「リーガルクリニックB」といった、臨床法学教育科目である。

平成21年4月には、当研究科内に「司法政策研究センター」を設け、臨床法学教育科目の実施支援や臨床法学教育に関わる研究活動の支援を行っている。

■リーガルクリニックA(離島等司法過疎地における法律相談実習)

●科目の概要

離島等司法過疎地における法律相談実習は、種子島、屋久島に3泊4日で赴き合宿形式で開講される科目であり、必修である。この科目では、簡易裁判所ほか地元の司法機関での学修をはじめ、地域事情を実地で学びつつ、その中2日間、延べ3カ所から4カ所でそれぞれ計20件程度の法律相談を受け、その事例検討会を行うことを内容としている。

このプログラムは開かれた運営を旨としており、教育連携を組んでいる九州大学法科大学院の開講科目ともされておりその教員・学生はもちろん、これまで名古屋大学を中心に組織しているPSIMコンソーシアムの参加校のメンバー、科学研究費補助金「ポスト『ゼロ・ワン』時代の司法過疎対策の研究」(研究代表：上田國廣基盤研究(A)課題番号 20243002 2008-2010年、以下、上田科研と呼ぶ)の研究プロジェクトのメンバーのほか、國學院大學法科大学院、香川大学法科大学院、熊本大学法科大学院のスタッフの視察を受け入れた経験がある。

平成21年度からは、それまでの開かれた運営の経験を踏まえて、本学の実務家教員に加えて、非常勤講師として新司法試験を経た若手弁護士を採用して、プログラムに参加してもらっている。学生により近い立場できめの細かい指導を期待するとともに、司法過疎地での法律事情の把握をはじめ、検討会等の機会により本学専任教員ほか先輩法曹や他大学の教員とのディスカッション等を通じた研鑽となることを期待してのことである。

これとあわせて、鹿児島県弁護士会を通じて、鹿児島で修習中の司法修習生に対して案内をしてもらい、希望者があった場合、指導担当弁護士の許可を条件に参加を受け入れている。

臨床法学教育の取り組み

平成21年度の屋久島における実習より、法律相談の利用者に対するアンケートを実施している。アンケートの項目となっている、相談に来るまでの経緯や相談者の置かれた状況、相談後の満足度などの項目について、相談後の検討会においても注目されることとなり、検討会の場で個別に紹介されている。

このアンケートの実施は、実施すること自体で相談担当の弁護士自身のパフォーマンスにも影響を与えたようであり、また、相談時間内に聞き取り切れなかった相談者の生活事情などの情報を得る機会にもなっているため、専任教員を含めて参加している法曹や修習生、学生にとって、司法過疎地や紛争の特質について、法律問題としてのみならず、より厚い理解を獲得する機会となっている。

また実習の後、司法過疎に対する政策的観点から分析・考察するレポートを課しており、当研究科としてのカリキュラムのコアの十分な浸透を図っている。

【リーガルクリニックA:実施要項】

平成22年1月21日

2009年度 リーガルクリニックA 実施要項

◆科目の趣旨
この科目は、鹿児島等司法過疎地における法律相談実習です。法律相談の実施のプロセス、現地での運営、相談への臨席ほかを通じて、法実務の最前線から、司法制度のあるべき姿までの幅広いテーマについて学修します。

◆カリキュラムの概要
カリキュラムの基本的な流れは下記の通りとなります。

○事前指導
2月9日(火)3限 午後1時より マルチメディア教室
・屋久島/種子島の地勢的事情
・屋久島/種子島の司法制度の事情:裁判所, 法律家
・日程説明と現地調査について
・守秘義務等に関する問題
・リーガルクリニックAの実現までの話:事前準備, 広報, 予約体制など
・リーガルクリニックAにおける授業の狙いと成績評価方法
・予約事案の情報提供と検討
・法律相談の受け方:会場の設営の考え方, 相談技法
・事件報告書の記載方法
・検討会の実施方法
・現場での移動, 実施体制の確認

○現地実習概要
1日目: 正午までに現地着
相談会場下見
午後 簡易裁判所見学(13時30分から14時30分)
夕方 事前検討会(午後7時00分から21時00分)
2日目: 朝9時ごろから午後3時ごろまで 相談会 1相談室 4~5件
午後4時より7時00分 事案検討会
3日目: 朝9時ごろから午後3時ごろまで 相談会 1相談室 4~5件
午後4時より7時00分 事案検討会
午後7時から 事後検討会
4日目: 午前中 事後指導 解散

○報告書・レポートの提出
現地実習の次の月曜日を締切として、検討会を経て清書した報告書と出された課題についてのレポートの提出があります。

◆成績評価
成績の評価は、(1)実習の評価と(2)レポートの評価によって行われます。
(1)実習の評価(70%)
実習の評価については、①事前学修の程度、②現場でのパフォーマンス、③検討会でのプレゼンテーション、④報告書の出来映えの4項目に注目して、事件ごとに担当の弁護士が総合的に評価します。複数の事件を担当した場合は、その平均を取ります。
(2)レポートの評価(30%)

指定された課題についてのレポートを評価します。レポート課題の内容は、本科目の趣旨のもとでの事前学修や実習の成果を踏まえて設定されるものであり、実習後に明らかになります。

◆実施スケジュール
【第1期:屋久島】2月19日(金)から22日(月)
○参加者
教員/弁護士:白鳥教授, 米田教授, 木山弁護士, 正込弁護士
学 生:第1班
第2班
このほか、飯考行弘前大准教授, 小佐井愛媛大准教授, 高平奇恵九州大助教

○集合時間:鹿児島南埠頭 午前7時集合

○日 程
○2月19日(金)
7時15分 出欠確認 乗船手続
トッピー82 7時45分 南埠頭発 9時45分宮之浦着
レンタカー確保
10時30分 一海会場(一海公民館):会場設営確認
11時15分 宮之浦(屋久島総合開発センター)会場:会場設営確認
11時30分~12時45分 昼食
13時00分 屋久島簡易裁判所 視察
15時00分 安房会場(屋久島町役場安房支所) 視察
15時30分 尾之園会場(屋久島町尾之園支所) 視察
16時30分 宿舎着 入浴・食事・検討会準備
宿舎:ロジック八重岳山荘
19時00分~21時00分 事前検討会
屋久島総合開発センター(宮之浦)

○2月20日(土)/2月21日(日)
・相談スケジュール(予定:予約状況により、正込先生分を入れます。)

		9:30	10:30	13:30	14:30	16:00
2月20日	尾之園	白鳥	白鳥	×	×	
	安房	×	×	白鳥	白鳥	
	宮之浦	木山	木山	木山	木山	検討会

		9:30	10:30	13:30	14:30	16:00
2月21日	安房	木山	木山	木山	木山	
	一海	白鳥	白鳥	×	×	
	宮之浦	×	×	白鳥	白鳥	検討会

*正込先生には、20日白鳥先生と、21日木山先生と同行していただき、1、2件交代で担当していただきます。空き時間は、同僚や学生指導などをお願いします。

○2月21日(月)
・事後指導ののちフィールド実習
・15時00分 集合確認
(ドライバーは、メンバー、荷物を下ろした後、給油し車を返還。)

臨床法学教育の取り組み

トッピー86 15時45分 宮之浦港発 18時40分 鹿児島南埠頭着
・解散

○宿泊先
ロッジ八重岳山荘 <http://www1.ocn.ne.jp/~yaedake/framesansou.html>
電話：0997-42-2552（民宿八重岳）
〒891-4205
鹿児島県鹿毛郡上屋久町宮之浦ディリー上
一荷物を宅急便で送る場合、到着日を18日として、電話で氏名と荷物の形状を連絡しておいて下さい。

【第2期：種子島】2月26日（金）から3月1日（月）

○参加者
教員/弁護士：前田教授、松下教授、米田教授、村山弁護士
学生：第1班
第2班
第3班
このほか、上田國廣九大教授、野田進九大教授、川島四郎同志社大学教授、藤本亮静大教授、宮下修一静大准教授

○集合時間：鹿児島南埠頭 午前7時集合

○日程
◇2月26日（金）
7時15分 出欠確認 乗船手続
トッピー80 7時30分 南埠頭発 9時05分 西之表着
レンタカー確保
10時00分 中種子会場（中種子公民館）：会場設営確認
10時45分 南種子会場（南種子町研修センター）会場：会場設営確認
11時45分～12時45分 昼食
13時00分 種子島簡易裁判所 視察
14時30分 西之表会場（西之表市築習・交流プラザ）視察
15時00分 検討会場確認（種子島産業会館）
15時30分～16時30分 種子島総合開発センター
17時00分 宿舍着 入浴・食事・検討会準備
19時00分～21時00分 事前検討会
種子島産業会館（西之表）

◇2月27日（土）/2月28日（日）
・相談スケジュール（予定：予約状況により村山先生分を入れます。）

		9:30	10:30	13:00	14:00	15:00	16:00
2月27日	西之表	前田	前田	前田	前田	前田	検討会
	西之表	×	村山	村山	村山	×	
	南種子	松下	松下	松下	松下		

		9:30	10:30	13:00	14:30	15:00	16:00
2月27日	西之表	松下	松下	松下	松下	松下	検討会
	西之表	×	村山	村山	村山	×	

◇2月21日（月）
・事後指導のちフィールド実習
・16時00分 集合確認
（ドライバーは、メンバー、荷物を下ろした後、給油し車を返還。）
トッピー86 15時45分 宮之浦港発 18時40分 鹿児島南埠頭着
・解散

○宿泊先
珊瑚礁 <http://www6.ocn.ne.jp/~sangosyo/top.html>
電話：0997-23-0005
〒891-3101 鹿児島県西之表市西之表201
一荷物を宅急便で送る場合、到着日を25日として、電話で氏名と荷物の形状を連絡しておいて下さい。

◆班編制と担当
○班編制
【屋久島】第1班
第2班
【種子島】第1班
第2班
第3班
1日単位で別な弁護士の先生の担当になるよう、相談会場を決めて下さい。
○班編制の形
担当については、弁護士に臨席する主担当と、後でメモを作成する助手を決めて下さい。交互に担当するとういと思います。残りの人や待ち時間は報告書を作成しながら、受付報告書作成作業を行います。

○移動について
弁護士・他大学の先生方の送迎は学生のみなさんにお願します。それを考慮して移動計画を立ててください。

◆当日への準備
○荷物の運搬とお願い
①プロジェクタとプリンタを持っていきます。前日渡しますので、現地での扱い、持ち帰りなど、担当を決めて、責任を持って管理して下さい。
②宿泊先は、寝間着や洗面関係のサービスはないと思って下さい。よって、寝間着、歯ブラシやタオル、ドライヤーなどは持参して下さい。ただ、同時に使うと電源が心配です（苦笑）。
③全員がPCを使うには、どの場所もコンセントが足りません。ついては、たこ足コードを各自で持参してください。
④①②③で、ネット環境があるのは一部です。他の客がいた場合、公共の場所になりうるので、礼儀正しく、協力し合って行動しましょう。
⑤他の班との連絡を取りやすいよう、携帯電話の番号など、事前に情報交換をしておいて下さい。

○担当事件の予約状況
予約状況は、現在いろいろ工夫しています。情報管理上、前日午後16時に予約票を提供します。
○割り振りとは調べ

・事件について
予約票を元に、前日夕方に担当割りを決めて、初日の事前報告会に向けて下調べをしてください。

・簡易裁判所での質問事項
簡易裁判所での質問事項を必ず各自用意してください。特に、簡易裁判所が種子島・屋久島で果たしている役割・機能や司法アクセスの観点からの状況を浮き彫りにしてください。そのため鹿児島における裁判所や裁判官の配置、簡易裁判所の役割や意義や、他の土壌の状況、種子島・屋久島の交通事情やその他の社会・経済事情を、十分に下調べしてください。最終レポートの課題として重要な作業になります。

○参考文献
・司法通論についての一般的概況については、シラバス・システムの資料を参照。
米田憲市「鹿島等司法通論地における法律相談実習-鹿児島大学法科大学院の取り組みから（特集 臨床法学の課題と展開）」自由と正義723号pp.63-65（2009）

・法曹倫理、法律相談の技法については、前田教授の授業資料のほか、「法情報論」で配布した参考資料、その他関係文献を探して、それぞれに準備すること。ロイヤリング、法律相談などの技法を扱っている書物に注意を払うこと。
それ以外に、下記のようなものが資料室にあるはず。
中村芳彦・和田仁孝『リーガル・カウンセリングの技法』（法律文化社・2006）
名古屋ロイヤリング研究会編『実務ロイヤリング講座-弁護士の法律相談/調査/交渉・ADR活用等の基礎的技術』民法法研究（2004）
菅原郁夫・岡田悦典・日弁連法律相談センター面接技術研究会編『法律相談のための面接技法-相談者とのよりよいコミュニケーションのために-』商事法務（2004）
加藤新太郎編『リーガル・コミュニケーション』弘文堂（2002）
飯島澄雄ほか『実践 民事弁護の基礎-訴え提起までにすべきこと』レクシス・ネクシス社（2008）

○事前指導までに、誓約書に必要事項を記入の上、専門職大学院係（担当：中衛さん）に提出しておくこと。

臨床法学教育の取り組み

●相談件数実績

	屋久島				種子島			計
	尾之間	安房	宮之浦	一湊	西之表	中種子	南種子	
平成21年度	3	5	6	2	16	5	3	40

■リーガルクリニックB(市内における法律相談実習)

●科目の概要

離島等司法過疎地において法律相談を実施し、市民生活と法制度の関わりを質的に深く理解する機会を提供する科目を展開すると合わせ、より法律問題としての内容や法律相談の技術に力点を置いて開講されているのが、リーガルクリニックBである。選択科目であるが、毎年10名程度が履修しており、近年の在学中履修率は50%を超える。

この科目では、法律相談の実習ののち、法律相談の技術的側面に注目したレポートが課されている。

●相談実績

	鹿大内
平成21年度	21

学修支援／クラスワーク

■学修支援／クラスワーク

当研究科では、各授業担当教員と学生との間での教育・学修支援のためにシラバス・システムを導入するとともに、判例情報等のデータベースを導入して随時利用可能にしている。

また、オフィスアワーを設けて各科目の学修状況への授業外での対応を行うとともに、クラスワークにおいては、担任を通じて学修上・学生生活上の問題に対応する態勢を整えている。

■教育・学修支援システム

●シラバス・システム

学内・学外を問わずアクセス可能で、授業の進行に合わせて随時更新が可能なシラバス・システムを導入している。この記載を通じて、予習情報を得たり課題の提出を行うことができる。

回	テーマ	講義内容	授業時間外の学修活動	関連ページ
0	昨年度アンケート集計結果	昨年度当該科目の授業評価アンケートの集計結果を資料欄に掲載しています。		資料 課題
1	憲法の基本原則 (4月1日)	授業の第1講として授業オリエンテーションを兼ねて、授業の進行方法、「憲法の学び方」などを説明する。そのあと憲法の特質、日本国憲法が定める「国民主権」「平和主義」「基本的人権」について解説する。 とくに平和主義では、長沼ミサイル基地訴訟や最近の自衛隊イラク派遣訴訟などもあつかう。	授業は14日(火曜)が第1回なので、それまでに授業のレジュメを読んできてください。 できれば、戸部『憲法』をざっとでもいっから通読しておくことが望ましい。	資料 課題
2	人権総論 (その1) 憲法上の人権とは、どのような関係に適用されるか。(4月21日)	企業、経済団体、政党、職能団体、労働組合、マスメディアなど、これらの社会的権力による人権侵害をどう規制するか。この問題を人権の私人間効力あるいは第三者効力の問題という。私人間における市民社会の原則=私的自治の原則との関係が問題となる。 参考 三菱樹脂事件最高裁判決 昭和女子大学事件最高裁判決 日産自動車事件最高裁判決 最近の判決として 入会権会員資格差別事件最高裁判決	授業では少し説明不十分になってしまった感があるので、教科書をもういちど読んでください。 判例としての間接適用説の構造をしっかりと把握できればいい。三菱樹脂事件・昭和女子大学事件は間接適用説をとりつつ民法30条に違反しないとした事例、反対に日産自動車事件は民法30条に違反するとした事例	資料 課題

●判例等法律情報データベース

当研究科では、下記のデータベースを導入し、随時利用可能になっている。

TKCローライブラリー / D1-LAW(第一法規) / LexisNexisJP

LLI法律雑誌・判例情報システム / Lexis.com

■オフィスアワーの実施

当研究科の教員はオフィスアワーの設定が義務づけられており、オフィスアワーの一覧が学生に公示されている。平成21年5月には、その趣旨を明確にするため「オフィスアワー実施要項」を定めた。

学生は、オフィスアワーの時間を中心として、自己の学修状況や各授業での疑問を教員にぶつけながら、個別の学修レベルや進度に応じた指導を受ける機会が提供されている。

平成 21 年 5 月 13 日
司法政策研究科教授会

鹿児島大学法科大学院 オフィスアワー実施要項

1. 目的

オフィスアワーは、専任教員（みなし専任を含む。以下同じ）が担当するすべての科目、および、専任教員が専門とする分野に関連して、学生からの質問に対応するなどして、学生による主体的な学修を支援するために開設される。

2. 開設

オフィスアワーは、分野を問わず、また、研究者・実務家の区別を問わず、すべての専任教員が、毎週1コマ（90分）を開設する。

オフィスアワーの時間帯については、授業の時間割とは別に、「オフィスアワー一覧表」として学生に提示する。

3. 対象

オフィスアワーは、司法政策研究科に在籍する全学生および法務学修生を対象に実施する。各教員および専門職大学院係からのオフィスアワーについての連絡は、すべての学年の学生と法務学修生に向けて発信される。

4. 実施場所

実施場所は、各教員の研究室とする。ただし、質問等のために訪問する学生が多数に上ることが予想される場合は、あらかじめ確保されている教室（セミナー室などの小規模教室）で実施する。

5. 内容

オフィスアワーでは、学生および法務学修生からの質問に対応する。教員側が特定のテーマを持参して講義（双方向型を含む）や演習を行うことはない。したがって、学生は時間内に自由に出入りできる。

2009年度前期 オフィスアワー一覧

教員名		分野	曜日・時間	研究室	教室
伊藤 周平	教授	社会保障法	木曜2限	法文6階	総研102
采女 博文	教授	民法	月曜5限	総研6階	セミナー室2
緒方 直人	教授	民法	水曜1限	法文6階	セミナー室2
小栗 實	教授	憲法	水曜5限	共通3号4階	セミナー室1
齋藤 善人	教授	民事手続法	火曜4限	法文6階	セミナー室2
志田 悠一	教授	商法	月曜3限	法文6階	セミナー室2
白鳥 努	教授	実務	木曜5限	法文3階	セミナー室1
土居 正典	教授	行政法	火曜5限	法文6階	セミナー室2
成見 正毅	教授	実務	金曜3限	法文3階	総研203
前田 稔	教授	実務	水曜5限	法文3階	セミナー室2
松下 良成	教授	実務	水曜4限	法文3階	総研101
米田 憲市	教授	法社会学	木曜4限	共通3号4階	セミナー室2
中島 宏	准教授	刑事訴訟法	金曜1限	共通4号4階	セミナー室2
村山 洋介	准教授	民法	木曜2限	共通4号4階	セミナー室2
森永 真綱	准教授	刑法	金曜3限	プレハブ2階	セミナー室2

2009年度後期 オフィスアワー一覧

教員名		分野	曜日・時間	研究室	教室
伊藤 周平	教授	社会保障法	火曜5限	法文6階	法文101
采女 博文	教授	民法	金曜5限	総研6階	法文101 (11/01SEK203)
緒方 直人	教授	民法	金曜4限	法文6階	法文103
小栗 實	教授	憲法	水曜5限	共通2号2階	総研棟101
齋藤 善人	教授	民事手続法	月曜2限	法文6階	総研棟203
志田 悠一	教授	商法	水曜1限	法文6階	総研棟101
白鳥 努	教授	実務	木曜6限	法文3階	総研棟101
土居 正典	教授	行政法	火曜4限	法文3階	総研棟101
成見 正毅	教授	実務	水曜6限	法文3階	総研棟101
前田 稔	教授	実務	月曜4限	法文3階	総研棟101
松下 良成	教授	実務		法文3階	
米田 憲市	教授	法社会学	木曜5限	共通4号2階	法文102
中島 宏	准教授	刑事訴訟法	木曜1限	共通4号4階	総研棟103
南 由介	准教授	刑法	月曜5限	法文3階	総研棟101
村山 洋介	准教授	民法	金曜3限	共通4号4階	総研棟103

学修支援／クラスワーク

■クラスワークの取り組み

当研究科では、設置当初から、学生を4～5名程度のグループ(班)に分けて、専任教員の担任を配置し、学修および学生生活に関するサポートを行う体制をとり、これをクラスワークと称している。

クラスワークは、毎週水曜日に専用の時間割を確保しており、学生の状況や学事の進行に応じて定期的実施している(もちろん、学生へのサポートは、当該時間割のみならず、担任と学生との日常的な接触の中でも行われている)。クラスワークの活動は、以下の形態を組み合わせで行う。①各班で担任と学生がミーティングを行う。②特にプライバシー等の観点から一対一での対面が必要なとき、担任と個別の学生と面談を行う。③学年あるいは研究科全体で集合してミーティングを行う(これを全体会と称している)。

●平成21年度の取り組み

クラスワークは、従前から、学生と教員または研究科との接点として有効に活用されてきたが、班ごとの活動を基本とするため、その内容が記録に残りにくかったり、班ごとの活動の頻度などに違いが生じてもそれを検証できないなどの改善すべき点が、FD活動や認証評価のプロセスを通じて明らかになった。そのため、平成21年度からは、「クラスワーク実施要項」(資料1)を作成のうえ、以下のとおり、その運用を改善した。

まず、クラスワーク全体会を、毎月第3水曜日に固定した。これは、第2水曜日に教授会が開催されるため、教授会での決定事項のうちカリキュラムや学生生活に係る事項について、学生に対して事務的な告知をするのみならず、教員からの具体的な説明を行い、その場で質問等に対応する機会を確保するためである。平成21年度においては、九州大学との新たな協定の締結、カリキュラムの刷新などが行われたため、全体会を通じて学生に情報提供を行う機会は特に重要であった。

また、各班のクラスワークの実施状況について、毎月1回、担任から教務委員長および学生生活委員長に報告を行うこととした。そのうえで、報告内容を両委員長が総括した実施概況報告書を作成し、毎月の教授会に提出した(その例として、資料2)。これによって、各班の活動の内容や学生全体に生じている状況について教員間で情報を共有し、学生支援をよりの確に行う体制を整えた。

加えて、クラスワークは従来は研究者教員のみが行っていたところ、平成21年度からは、3年生のみ副担任として実務家教員を配置した。新司法試験受験に向けた学修や将来の進路選択に関する迷いを吸収できる体制にした。

【資料1:クラスワーク実施要項】

平成 21 年 5 月 13 日 司法政策研究科教授会	
<p>鹿児島大学法科大学院 クラスワーク実施要項</p> <p style="text-align: center;">教務委員会・学生生活委員会</p> <p>1. クラス編制・クラス担任</p> <p>学生のクラスは、各年度の始めに教務委員が決定する。 クラス担任・副担任は、各学期の始めに教務委員および学生生活委員が決定する。原則として、学期ごとに担任として担当するクラスを変更する。 副担任は、担任が不在のとき、担任に代わってその役割を担う。 3年次については、通常の副担任とは別に、実務家教員たる副担任を配置する。 実務家教員たる副担任は、学生から求めがあったとき、特に修了後の進路について相談・指導にあたる。</p> <p>2. 担任の役割</p> <p>個々の学生の学修状況の把握 学修方法（一般的なこと）に関する相談・指導 選択科目の履修に関する相談・指導 進路に関する相談・指導 学籍（休学・復学・退学）に関する相談・指導 学籍に関する各種届出への署名押印 成績表の配布 成績不良者に対する個別的進路指導 生活状況の把握 学生生活に関する相談・指導 奨学金に関する相談・指導 カリキュラムなど研究科運営に関する学生からの意見聴取</p> <p>3. クラスワークの時間について</p> <p>1年次と2年次は、時間割表に所定の時間帯をクラスワークにあてる。この時間帯には授業科目を配置しない。 3年次は、担任と学生との協議によって調整のうえ、実施する時間帯を決定する。 毎月第3週を全体会とし、第1週および第4週をクラス単位での活動日とする。 全体会は、必要がある場合に、各学年または全学年を集合させて実施する。その内容は、教授会決定事項の説明、シンポジウム等の参加報告、学生との意見交換会などとする。具体的な内容は、教務委員長と学生生活委員長が決定する。</p>	<p>クラス単位での活動は、各担任の判断により、必要に応じて実施する。ただし、最低でも毎月1回は各学生と対面する機会を持ち、学生の状況把握に努めるものとする。 クラス単位の活動は、学生と相談のうえ、合意ができれば、随時、日時や場所を変更して行ってもよい。 集合場所ないし実施場所として、クラス単位での活動のために教室を確保する。ただし、各担任の判断によって随時変更してよい。 各担任は、各月における実施状況、学生の様子、個別的な問題の所在等を、教務委員長および学生生活委員長に宛てて電子メール等で報告する。その際、個々の学生との信頼関係に十分配慮し、プライバシーにわたる事項の記載については、慎重に行う。教務委員長・学生生活委員長は、各担任からの報告内容をとりまとめて「クラスワーク実施状況報告書」を作成し、教授会に提出する。</p> <p>4. 担任会議について</p> <p>毎学期末に、教務委員長および学生生活委員長は、担任会議を開催する。 担任会議では、文書または口頭により、新たな担任への引き継ぎを行う。また、会議でのやりとりを通じて、個々の学生の状況につき、すべての教員が情報を共有する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

【資料2:クラスワーク概況報告書】

平成 21 年 6 月 10 日

クラスワーク概況報告書

教務委員長 中島 宏
学生生活委員長 伊藤周平

対象期間： 平成 21 年 4 月・5 月

実施状況：

新入生に対する導入的なサポートと、多数の留年者に対するサポートの必要から、当期においては、1年生の担任によるクラスワークを活発に実施した。4月1日のクラスワークにおいて、担任と学生との顔合わせと、各クラスでの集団面談を行ったうえで、翌週以降に個別面談（昼食会などを含む）を実施した。2年生・3年生については、各担任の判断で適宜、学生側からの接触に応じて個別面談を実施した。5月20日には、クラスワーク全体会を実施し、平成 21 年度最終試験の実施要領の説明（教務）と、授業評価アンケートの調査票についての意見聴取（教育活動点検評価）を行った。出席率は高くなかったが、出席した学生からは活発な質疑と意見表明があった。

学修の状況

新入生はいずれも学修意欲を示して取り組んではいるが、法学の学修経験がない者を中心に授業の進度に対応できずに苦戦している者も見受けられる。各科目の担当教員のオフィスアワー等の積極的な利用を示唆するとともに、法解釈学の基本的な学修方法について担任が個別的に助言している。留年者についても、おおむね意欲的に取り組んでおり、自主ゼミを結成し互助的に補習を行うなどの取り組みもみられる。二度目の履修によって理解が改まったとの前向きな手応えを語る学生もいた。

授業については、展開・先端科目を含む授業におけるレポート提出等の負担（全科目の総量および個々の内容）が過重であるとの学生の声が見えられた。

当期において、休学・退学などの相談を受けた事例は報告されていない。

学生生活の状況

1年生については、鹿児島出身者が多いため、生活面での環境への適応に大きな問題はない。ただし、前職との兼ね合いから、学生としての生活に没頭できないことが危惧される例もあり、個別にアドバイスを行っている。当期においては、各種奨学金への応募が行われ、1年生の各担任が推薦書類を作成した。3年生において、病気のため授業を複数にわたって欠席せざるをえない状況に置かれている学生がおり、担任教員、教務委員および当該学生の履修科目の担当教員とで対応を検討している。その他には、各学年とも、休学中の者を除いては、現時点で学生生活における大きな問題が発生している事例は報告されていない。

以上

九州大学との滞在型特別聴講学生制度

当研究科では、九州大学法科大学院と連携して相互の学生を受け入れる「滞在型特別聴講学生制度」を設けることとなり、平成21年7月23日に九州大学において連携協定書の調印式を行った。この制度は、受入大学院において、3年次の前期に滞在型の特別聴講学生として受け入れ、30単位を上限として、所定の授業科目を履修できるというものである。(修了要件単位：96単位以上／鹿大、93単位以上／九大)。

本学法科大学院は、これまでも九州・沖縄地区の国立四大学との遠隔授業システムによる単位互換を行っていたが、今回の協定により設けるこの制度では、本学の学生が、3年次に進学した段階で半年もしくは1年間、滞在型特別聴講学生として九州大学法科大学院のキャンパスに通学し、同大学院の学生と同じ講義の受講が可能となる。九州大学で履修した授業科目については、当研究科の相当する授業の単位と読み替えるほか、単位互換制度を用いて、単位認定を行う。

この制度は、相互にキャンパスを開放することによって、大学における教育連携の未来像を描き上げるというマルチキャンパス構想のもとで、これまでも進めてきた離島でのリーガルクリニック等での学生間交流をさらに発展させるものであると同時に、併せて教員間の相互交流も強化することによって、より質の高い法曹の養成を目指すこととしている。

なお、平成21年度はこの制度創設に合わせて、希望学生の選考を行い、平成22年4月より2名(希望者4名)の学生が、特別聴講学生として九州大学の授業を受講することとなった。



(左から)吉田浩己鹿大大学長・采女科長・西山院長・有川節夫九大総長

◆両研究科長からメッセージ◆

山びこ学校から羽ばたけ 鹿大法科大学院の学生諸君へ

小規模校には、山びこ学校の持つ雰囲気がある。教員が個々の学生の顔と学力の到達度を把握している。学生から見ても、別の教員を選択して学ぶという機会はまずない。すこし風通しをよくしたい。九大の学生との共同と競争を意識し、気力と気迫を身につけてほしい。飛び立つにせよ、山に残るにせよ。

鹿児島大学法科大学院
研究科長 采女 博文

九州大学法科大学院の教育の特徴は「自学自修」にあります。学生は、専門家としての資質を磨くため、自らの意志と努力で学修に励んでいます。九州大学の学生と切磋琢磨する覚悟のある方はお申し出下さい。門はすでに開いています。

九州大学法科大学院長
西山 芳喜

院生の進級率・修了率

当研究科では、工夫されたきめの細かい教育を展開するとともに、法科大学院の責務である厳格な成績評価を実施している。平成21年度在学した院生の、進級率・修了率は下記のとおりである。

●進級率

学年	在籍人数	進級者数	留年者数	退学者数	進級率
1年	21	9	9	3	42.9%
2年	18	15	3	0	83.3%
累計	39	24	12	3	61.5%

●修了率

学年	在籍人数	修了者数	留年者数	退学者数	修了率
3年	24	12	11	1	50.0%

成績評価に対する異議申立

平成21年度に申し立てられた、成績評価に対する異議申立数および申立に対する結果は以下のとおりである。

	申立数	認容数	棄却数
前期	2	0	2
後期	2	0	2
計	4	0	4

●異議申立事案の概要と対応

	異議申立の概要	審査結果
1	ある科目で出席回数不足で失格となったが、出席していたので成績を評価すべきとの申立て。	棄却
2	ある科目で不可となったが、答案に加点されるべき箇所があるとの申立て。	棄却
3	試験問題に誤りがあり試験時間中に訂正されたこと、その訂正の時期や対応が適切でなかったため、再試験を実施すべきとの申立て。	棄却
4	3と同趣旨の申立て。	棄却

第 2 部

F D 活 動

FD活動の実施体制

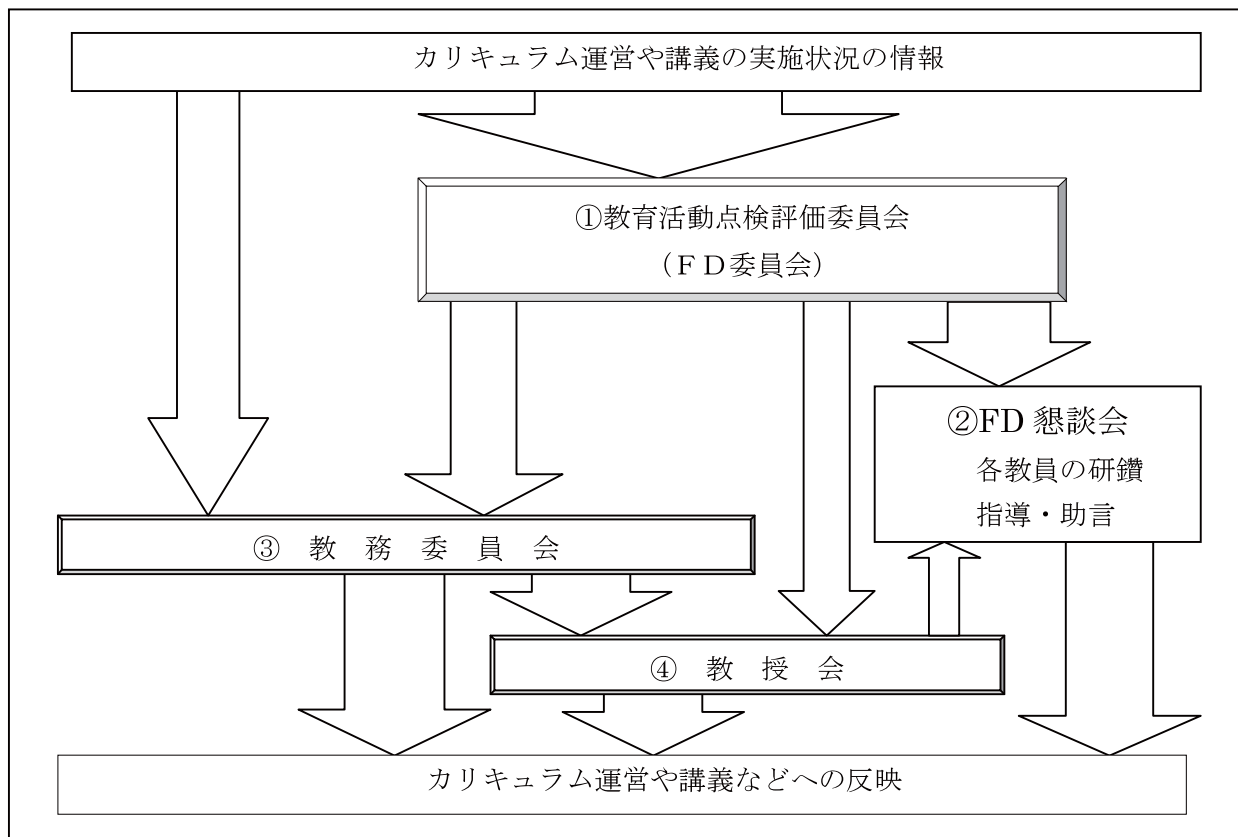
鹿児島大学法科大学院では、教育活動点検評価委員会(以下、FD委員会と呼ぶ)が中心となって、FD活動を推進している。

■FD委員会の位置づけ

平成16年度の当研究科の設置計画において当該委員会を設置することとされ、研究科設置当初より、副研究科長あるいは前教務委員長が委員長となって委員会を組織し、FD活動と自己点検・評価を担当してきた。その後、組織運営体制とその権限を明確にするため、平成20年3月に組織運営規則を制定した。FD委員会の委員は、公法系、民事系、刑事系、実務系、基礎法隣接科目分野の教員各1名以上を含むように構成されている。

平成21年度におけるFD活動は、平成20年度の法科大学院認証評価や法人評価の中間評価を踏まえ、授業内容の検討について組織的な取組を充実させることを目標として、研究科長を含む5名の教員で構成するFD委員会が企画・実施した。

今年度の当研究科内の組織内でのFD活動の位置づけは、図のようになっており、組織全体で授業改善に取り組むために、各組織が有機的に連関するよう工夫されている。平成21年度の特徴は、新カリキュラムが施行されたことを受けてワーキング・グループ(PLAN2007WG)を廃し、教員全員が参加することを前提としているFD懇談会がより重要な役割を果たすようになった点を指摘できる。



FD活動の実施体制

■法科大学院としての自己改革の組織的な取り組み体制

FD委員会は副研究科長のうち1名を委員長とし、研究者教員・実務家教員で構成され、月に一度の定例会議を開催する。いわゆるFaculty Development活動(以下、FD活動という。)を担当し、自己改革について包括的かつ中心的役割を果たす。

特に、平成20年度以降は、授業評価アンケートの実施やそれへの対応報告の取りまとめ、授業研究、授業内外の学修に関する検討などを素材として、月に1度のFD懇談会を実施してきた。これは、定例教授会の直後に開催されることとなっており、2年目に入った今年は、一層充実した活動となるよう工夫された。

教務委員会は、カリキュラム運営を担当する教員2名と、その他の学修支援を担当する教員1名の3名の教員によって構成されている。FD委員会やFD懇談会の成果は、教務委員会のカリキュラム運営に反映させることで、授業全体に体系的な改善を促す。

教授会は、当研究科の最高意思決定機関として、運営組織体制、教育内容や方法、学生のケア、入試、図書、施設など、様々な事項の改革・改善を担う組織として、実質的側面においても欠くべからざる機能を果たしている。

このように、FD委員会の活動を中心として、教学上の運営の最前線を担う教務委員会、研究科の意思決定機関である教授会といったそれぞれの活動が、FD懇談会をフォーラムとする教員間の緊密なコミュニケーションを基盤とする有機的な活動を通じて、自己改革への積極的な姿勢が保つように工夫されている。

■平成21年度 FD委員会委員 一覧

委員長	米田 憲市 (副研究科長)
委員	采女 博文 (民法/研究科長)
委員	小栗 實 (憲法/副研究科長)
委員	前田 稔 (実務家教員)
委員	中島 宏 (刑事訴訟法)

■教育活動点検評価委員会規則と教育活動点検評価に関する申し合わせ

当研究科では、上記の教育活動の点検評価を確実に実施するため、教育活動点検評価委員会規則を設け、実施についての教授会申合せを行い、それに基づいてFD活動等、教育活動の充実を図る態勢を整えている。

FD委員会／FD懇談会の活動

■FD委員会／FD懇談会の活動

当研究科では、原則としてFD委員会を毎月第1火曜日13時から、またFD活動を毎月第2水曜日・教授会終了後に実施している。

平成21年度の開催日や活動内容は下記のとおり。

	FD委員会	FD活動	FD活動、主な議題
平成21年 4月度	—	4月 8日	授業展開について
平成21年 5月度	5月 7日	5月13日	今年度FD活動、計画と指針
平成21年 6月度	6月 4日	6月10日	平成21年度新司法試験の分析と授業における対応
平成21年 7月度	7月 7日	7月 8日	今後のFD活動の具体的進行
平成21年 8月度	—	—	—
平成21年 9月度	9月 8日	9月 9日	成績評価総括の内容及びあり方
平成21年10月度	10月 6日	10月14日	学生との信頼関係回復
平成21年11月度	—	11月11日	授業評価アンケートの見直し
平成21年12月度	12月 1日	12月 9日	授業評価アンケート結果を受けて
平成22年 1月度	1月 5日	1月13日	コア・カリキュラムの策定、授業評価アンケート項目
平成22年 2月度	2月 2日	2月10日	授業評価アンケート結果を受けて
平成22年 3月度	3月 2日	3月10日	来年度に向けたFD計画／GPAの評価基準
	3月18日		

毎回、議事要旨を作成し、委員以外の教員もシラバス・システムを通じて随時閲覧可能にしている。

平成21年度 第8回FD委員会議事要旨

日 時 平成22年2月2日(火)13:00～13:35

場 所 法文学部1号館小会議室

出席者 米田、小栗、前田、采女、中島

(陪席者) 小澤、西郷、中藺、久木野

議 題

1. 「授業アンケートへの所感と対応」の内容と書式について

委員長から「授業アンケートへの所感と対応」の内容と書式について諮られ、資料に基づき説明があり、

F D委員会／F D懇談会の活動

種々意見交換が行われ、審議の結果、原案どおり了承された。

2. その他

1)コア・カリキュラムについて

委員長から法科大学院協会カリキュラム等検討委員会からのコア・カリキュラム第一次案に対しての科目ごとの個別意見を2月4日までに、全体の意見を2月10日までに回答することになっている旨説明があり、種々意見等が行われた後、審議の結果、個別意見を委員長へ提出していただき取りまとめのうえ、専門職大学院経由で提出することが了承された。また、全体に対する意見については、本日の議論を踏まえ委員長が起案し、委員の了解を得たうえで、回答することの説明があり、了承された。

2)試験問題アンケートについて

委員長から今回から試験問題アンケートを実施することになっており、答案返却時にアンケートを配布するため、「出題の趣旨」、「採点のポイント」を返却時までにはシラバス・システムに公表することが了承された。

授業アンケート

■前年度までの成果

平成20年度前期より、FD活動全般の強化の一環として、授業アンケートの実施方法やその利用方法について再検討を行い、インターネットを利用した方法ではなく、あらためて個別授業で配布する実施方法を導入することとした。それにより、回収率の劇的な改善がなされ、よりよい授業をするための学生との双方向のやり取りの一部として一層有効に機能するようになった。

■平成21年度の授業アンケートの取り組み

平成21年度は、後期から、授業内容の改善をより一層進めるため、法律基本科目や新司法試験の選択科目になっている授業科目のアンケート内容を抜本的に変更した。新たな内容のアンケートでは、法科大学院教育の基本に立ち戻り、法曹が具備すべき能力の涵養をふまえた教育をしているかどうか、という点に焦点を絞ることとしている。特に法律基本科目の授業では、司法試験で問われる法曹に必要な能力を涵養することは当然のことであり、今回のアンケートでは、あらためてその点を意識することとしている。

質問項目は、下記のことからそれぞれを実現する授業となっているかどうかをたずねるものであり、下記のようなものである。

- 【1】受け身の学修姿勢の改善，緊張感のある授業
- 【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起
- 【3】基本的な法的知識の習得
- 【4】法的思考能力の涵養
- 【5】事実を把握したり，分析する能力の涵養
- 【6】法的議論をする能力の涵養
- 【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養
- 【8】法的文章作成能力の涵養

【3】から【8】は、法務省のホームページで公表されている司法試験の問題、出題の趣旨、採点実感（<http://www.moj.go.jp/SHIKEN/index2.html#01> のリンク先参照）から抽出したものである。【1】と【2】は、それ以下を実現するための、全体として充実した授業にする工夫や取り組みがなされているかを点検することを目指している。

●アンケートの実施方法

授業アンケートは、通常期に開講している講義の場合、15回の講義が7回程度まで進行した中間期に1回、講義の最終回で1回の、合計2回実施している。集中講義については、講義途中

授業アンケート

での改善の取り組みが困難と思われるため、最終回の講義の1回のみ、アンケートを実施している。後期からは、これに加えて、試験問題と試験後に公表される「採点のポイント」についてのアンケートを実施するようになった。

アンケートの実施は、実施回にあたる授業において、教員に授業時間を5分程度縮めるなどの工夫を依頼し、アンケート用紙の配布を教員が行って学生に対して回答の協力を依頼、回収は原則としてその時間の休み時間に事務担当者が行い、院生自習室にも提出ボックスを設けている。その結果、回収率は総じて高いということができ、受講者全体の傾向を把握したうえで、具体的な指摘の意義を判断できる、十分な情報を得られるようになっている。

●アンケート結果の公表と授業改善へのフィードバック

アンケート結果のうち自由記載欄をのぞく集計結果を、シラバス・システムの各科目のページを通じて学生に対して開示するとともに、平成21年12月より発行しているニュース・レターにその総括的評価を示すことにより、よりよい授業づくりに向けた学生との双方向のやり取りのサイクルの一部となるように位置づけている。

授業アンケートの集計結果とアンケートへの教員からのフィードバックは、アンケート結果と合わせて、「授業評価についての所感と対応」として、科目ごとにシラバス・システムに掲載され、授業の中でも言及される。また、この結果の検討により、授業のやり方などの調整がなされる。

また、集計結果は教員全員に配布され、月1回、教授会のあとに開催されるFD懇談会の主題とされ、結果の点検と改善に向けた議論を行っている。

授業アンケート

平成21年度後期[中間]授業評価アンケート 集計結果一覧

回収率: 53.79%

授業科目	この科目では、授業中に学生が受け身の姿勢でないようにしたり、緊張感のある授業になるような工夫や取り組みが、授業内外でなされていますか		この科目では、学修意欲や学修上の興味喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が基本的な法的知識を習得するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が法的思考力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が事実を把握したり、分析する能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が法的議論をする能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、判例がない事案などに対応するための創造的思考力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、法的文章作成能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
公法系科目	A	4.0	4.0	3.9	4.1	4.0	4.4	3.9	4.0	4.4	3.9	4.0	4.4	3.9	4.0	4.0
	B	2.4	2.7	3.0	2.4	2.7	3.0	2.4	2.7	3.0	2.4	2.7	3.0	2.4	2.7	2.1
	C	4.2	3.5	3.8	3.8	3.8	4.2	4.3	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	2.8
	D	3.0	3.8	3.8	3.9	3.4	3.5	3.4	3.5	3.4	3.5	3.4	3.5	3.4	3.4	4.2
	E	4.8	4.6	4.8	4.6	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
民事系科目	A	3.3	2.5	3.1	3.2	2.9	2.4	2.8	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
	B	4.6	3.8	3.9	4.3	4.3	3.6	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	3.7
	C	4.0	4.5	4.5	4.0	4.0	3.5	3.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	D	4.3	3.9	4.4	4.3	4.0	4.0	3.7	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	3.4
	E	4.2	4.2	4.4	4.3	4.3	4.2	3.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.8
	F	3.4	4.4	4.4	4.4	4.1	3.9	3.4	4.1	3.8	3.8	4.1	4.1	4.1	4.1	3.8
刑事系科目	A	4.6	4.4	4.4	4.6	4.6	4.5	4.5	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4
	B	4.5	4.3	4.3	4.3	4.3	4.2	4.1	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	3.5
	C	4.8	4.6	4.7	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.8
	D	4.2	3.4	3.2	3.4	3.7	3.0	3.7	3.5	3.0	3.0	3.5	3.0	3.5	3.5	2.8
	E	4.0	4.0	4.7	4.7	4.7	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

平成21年度後期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧 (法律基本科目・新司法試験選抜科目)

回収率: 77.19%

授業科目	この科目では、授業中に学生が受け身の姿勢でないようにしたり、緊張感のある授業になるような工夫や取り組みが、授業内外でなされていますか		この科目では、学修意欲や学修上の興味喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が基本的な法的知識を習得するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が法的思考力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が事実を把握したり、分析する能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が法的議論をする能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、判例がない事案などに対応するための創造的思考力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、法的文章作成能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
公法系科目	A	4.0	3.6	3.8	4.0	3.6	4.1	3.0	4.1	4.0	3.6	3.6	3.5	3.6	3.5	3.0
	B	3.7	3.3	3.7	3.3	3.0	3.7	3.3	2.3	3.8	3.7	3.5	3.3	3.7	2.7	3.2
	C	3.4	3.7	3.2	3.8	3.0	3.3	3.0	3.2	3.8	3.4	3.4	3.3	3.3	2.8	3.1
	D	4.0	4.6	4.0	4.6	4.0	4.6	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	E	2.9	2.7	3.5	2.9	2.5	2.8	2.7	2.5	3.2	3.5	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6
民事系科目	A	4.3	4.6	4.1	4.3	4.1	4.2	4.1	3.0	3.6	3.0	3.7	3.7	3.6	3.6	3.2
	B	4.0	4.8	4.5	4.9	4.7	3.4	3.7	4.3	3.8	4.4	4.1	4.1	3.8	4.0	3.8
	C	4.2	3.8	4.1	4.3	4.1	3.8	3.8	4.0	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.5	3.8
	D	4.4	3.9	4.2	4.6	4.4	4.3	4.5	3.0	4.2	4.5	3.9	3.9	3.7	3.6	3.6
	E	4.4	4.4	4.7	4.6	4.4	3.9	4.1	4.0	4.6	4.5	4.2	4.2	4.0	3.7	4.0
	F	2.9	3.2	3.3	3.3	3.1	2.8	3.3	2.8	2.7	3.7	2.8	2.5	2.8	2.3	2.9
刑事系科目	A	5.0	4.5	4.5	4.5	4.0	4.0	4.0	5.0	4.5	4.5	4.0	3.5	3.5	4.0	4.0
	B	4.4	4.3	4.7	4.8	4.5	4.8	4.5	4.3	4.4	4.3	4.0	4.2	4.0	4.1	4.1
	C	4.8	4.5	4.7	4.6	4.5	4.3	4.4	4.4	3.6	4.0	3.9	3.6	3.6	3.6	4.0
	D	5.0	4.6	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	E	4.3	3.5	3.7	3.5	3.5	3.0	3.0	3.2	3.7	3.2	3.3	3.6	3.2	2.9	3.6

平成21年度後期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧 (法律基本科目・新司法試験選抜科目以外)

回収率: 77.19%

授業科目	この科目では、授業中に学生が受け身の姿勢でないようにしたり、緊張感のある授業になるような工夫や取り組みが、授業内外でなされていますか		この科目では、学修意欲や学修上の興味喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が基本的な法的知識を習得するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が法的思考力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が事実を把握したり、分析する能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、学生が法的議論をする能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、判例がない事案などに対応するための創造的思考力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか		この科目では、法的文章作成能力を涵養するための工夫や取り組みがなされていますか	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
その他	A	3.7	4.0	4.0	4.2	4.3	4.3	4.2	4.2	3.0	4.0	2.0	4.0	3.0	3.0	3.0
	B	3.8	4.0	4.3	4.5	4.5	4.4	4.2	3.8	3.5	3.7	2.7	1.8	3.8	1.5	1.4
	C	4.0	4.0	4.5	4.5	4.5	4.5	2.0	4.0	3.0	4.5	1.5	3.5	1.0	1.5	3.0
	D	4.0	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.0	1.0	4.0
	E	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.0	4.5	1.7	4.0
	F	3.2	3.0	3.2	4.2	3.5	3.0	3.2	4.0	3.2	3.2	1.7	4.0	1.8	1.2	2.0
	G	2.0	2.0	4.0	4.0	2.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.0	3.0	1.0	4.0	1.0
	H	4.0	4.0	4.5	4.5	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.5	3.0	4.0	3.0	2.2
	I	4.0	4.0	4.0	4.5	4.5	4.0	4.5	5.0	5.0	4.5	3.0	4.0	2.0	1.8	2.5
	J	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.0	5.0	2.0	4.0

授業公開／授業参観

■授業公開／授業参観などの取り組み

アンケートを用いたコミュニケーションのほかの授業改善の取り組みには、①公開授業・授業研究の実施、②授業参観の実施、③連携授業の取り組みや研修・プロジェクトへの参加などの取り組みなどがある。平成21年度の特徴は、映像配信システムを利用することによって、学内であれば随時、自らの授業や他の教員の授業を視聴できるようにした点である。

■公開授業／授業研究の実施

公開授業と授業研究は、公法系、民事系、刑事系、実務系、基礎法・隣接科目系から、各1科目程度を公開授業対象科目として指定し、専任教員全員が授業参観を行う。公開授業はビデオに収録され、欠席教員にもDVDに収録されたものが配布され、それを視聴の上で、FD懇談会に参加している。

後日、定例のFD懇談会の時間に、当該公開授業についての授業研究が実施され、担当教員の所感、他の教員からのコメントを素材に、授業改善のための検討が行われている。平成21年度に、焦点があてられた点として、学修効果の面から見た授業方法与予習・復習の関係、学生の認識における予習・復習負担と学修効果の検討、基礎科目・演習科目・総合問題演習といった各レベルの科目での成績評価のあり方、ソクラティック・メソッドの効果的な採用方法などを挙げることができる。

■授業参観の実施

当研究科では、任意に授業を参観できることとされており、これを実施した際は、授業参観報告書を提出することとなっている。平成19年度までは、各学期、1回以上授業参観をすることとされており、各教員は、この授業参観報告書を授業改善に役立てていた。平成20年度以降は、ビデオ撮影の義務化など新たな取り組みを始めたが、現場での授業参観は継続されており、公開授業／授業研究の取り組みと並行して、各教員の授業改善の方法の一部として奨励されている。

■ビデオ映像のサーバー発信

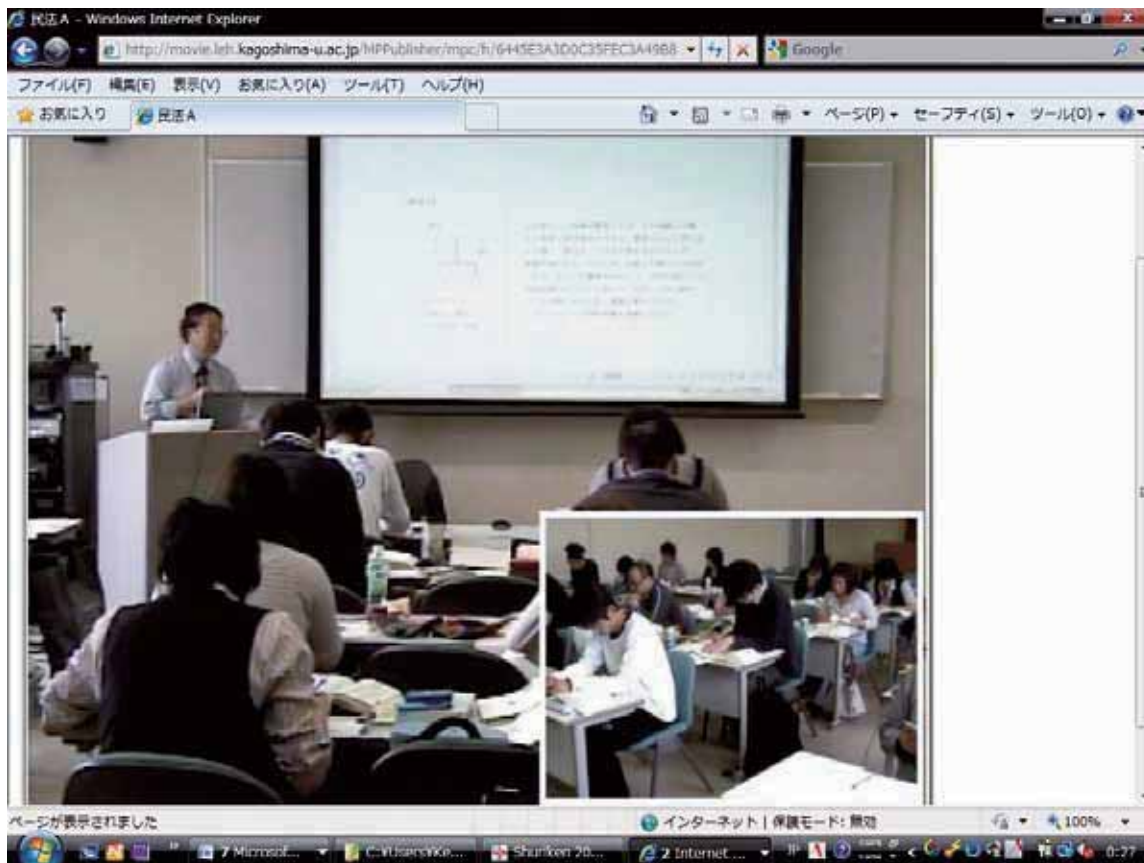
平成21年度の新たな取り組みとして、平成20年度末に導入したビデオ映像の配信サーバーに、これまで収録していたビデオをアップロードするとともに、各学期1回の映像収録を義務づけ、FD活動に活用している点をあげることが出来る。

アップロードされている映像は、教室の後方からの教員のパフォーマンスの映像だけではなく、前方から学生のパフォーマンスを収録し、そのふたつを編集したものである。このことによって、

授業公開／授業参観

授業全体の緊張感、授業そのものの進行の工夫の効果を把握することができる。これを用いて、より多くの授業の事情を教員組織全体として把握し、授業改善に役立てることができる。

【配信される授業映像の一例】



■連携授業の取り組みや研修・プロジェクトへの参加などの取り組み

当研究科は、九州・沖縄4大学教育連携に参加し、共同開講の科目を展開している。この取り組みの対象となっている科目の担当教員は、他大学の教員との授業内容や授業方法の打合せや検討を通じて、自らの取り組みの点検と研鑽の機会を得ている。平成21年度は、九州大学法科大学院の授業を参観するプロジェクトを実施し、3名の教員が参加した。

また、平成20年度に続き、名古屋大学を中心とするPSIMプロジェクトに参加しており、実習科目の教材開発や共有の共同的取り組みの中で、実習科目で扱う教材や教育方法の改善の契機を得ている。

また、各種シンポジウムなどによる研修を奨励しており、個人研究費とは別の共通経費で旅費を負担することとしている。

なお、民法の財産法分野をのぞいては、各法律分野の担当教員が1名で構成されているため、科目毎のFD活動は組織されていない。しかし、すでに述べた九州大学における授業参観とそこでの懇談をはじめ、公法総合問題演習A、同B、民事法総合問題演習A、同B、刑事訴訟

会合で、科目系毎で教育内容や教育方法の議論がなされており、実質的に科目毎のFD活動を実施している状況にあるといえる。

【授業参観報告書】

平成21年度 前期

鹿児島大学法科大学院授業参観報告書

報告者 緒方直人

参観日時及び時限	平成 21年 7月17日 5限		
授業担当者	村山洋介		
授業科目名	民法B		
対象学年	1年	受講学生数	19名
教室	総合教育研究棟 201号教室		
講義内容の概要	譲渡担保。講義の前半部分は前回の授業の要約と受講生への質問による復習の確認。譲渡担保という非典型担保権をめぐる法的論点を譲渡担保の所有権的構成説と担保権的構成説に分けて、各説の立場から簡略に論じるという構成がとられていた。		
教材・授業の進め方・課題・学生の反応等、気が付いた点	前半部分のみならず後半部分においても、受講生への質問がなされ、回答を得て進行する形式であり、最終部分で判例法理を踏まえる形で総括的なまとめがなされる。前半で前回の授業の要約と復習の確認ができるような、通常より若干余裕のある授業コマではあったが、受講生の反応も若干名の受講生を除き、比較的良好であった。		
授業参観を行って参考になったこと。	法科大学院の授業で、前半部分を前回授業の論点整理と復習確認に費やすことは、通常不可能に近いが、このように、特定の「理解が困難なテーマ」に絞って、このような授業展開をするという工夫はあり得るのではないか、他の授業にも参考になるところである。		
その他(授業参観に関するご意見、ご感想等を自由にお書きください。)	回答する受講生の声が聞き取りにくい、とくに前列の学生の声は、後ろには届いていない。マイクの準備が必要だと思う。それがないと、学生の回答の教師によるかなり丁寧なまとめが必要となり(そのような配慮がなされていた)、時間のロスが生じるように思う。		

講義映像配信システム ～Media Patio～

2008年度後期より、講義映像配信システム～Media Patio～を導入した。

これは、Web上にて講義映像を配信するシステムで、学内であればどこからでもアクセスが可能であり、いつでも映像を視聴することができる。

1. 用途

このシステムを使い、専任教員に対して各学期1度ずつ義務づけられている授業収録にて収録された講義映像を、教員向けに配信している。

教員はFD活動の一環として、この配信システムを利用し、自己の講義の内容・運営等を検討、または他教員の授業を参観し授業改善に役立っている。

2. 配信内容

前述したとおり、専任教員には各学期1度ずつの授業収録が義務づけられている。

収録は、教員のパフォーマンス全体が見渡せる様、教壇全体を収録すると共に、法科大学院教育の特色である双方向授業を意識し、学生のパフォーマンスも同時に収録される。

収録後、映像は速やかに編集され、2分割された画面で教員・学生それぞれのパフォーマンスを同時に確認することができる。

また、アクセス先である「講義映像配信システム特設サイト」では、当該授業の電子シラバス掲載内容や授業資料等、



配信している講義映像。

画面全体で教員のパフォーマンスを、右下の小窓で学生のパフォーマンスをそれぞれ確認することができる。

上段写真：民法問題演習A 采女博文教授

下段写真：民法C 村山洋介准教授

各種データを閲覧することができ、より円滑なシステム利用を可能にしている。

ニューズレター ● K U L S ニューズレター ●

平成21年12月7日、鹿児島大学法科大学院ニューズレター第1号「KULS ニューズレター VOL. 1」が発行された。

ニューズレターは、A3サイズ of 用紙に両面刷りで印刷され、第1号発行以降、毎月1回のペースで発行されており、平成22年2月25日発行の第4号までが発行されている。

1. コンテンツ

ニューズレターのコンテンツは、多岐に渡るものであるが、基本的には在学院生に向けた情報発信が主要目的であるが故、主に新司法試験論文式試験・各分野の解説（新司法試験関連）、新カリキュラムや各種制度のアナウンス、講演会等の行事報告、FD活動報告、各種コラム等となっている。

1号あたり、4つほどのコンテンツが掲載されている。

2. 配布

配布は、院生各自のデスクへ一部ずつ直接配布される他、法科大学院教員、法文学部法政策学科教員へも配布されている。また、法文学部事務局各係にも回覧という形で配布を行っている。

それ以外にも、希望者は総合教育研究棟7階、司法政策研究センターにて配布を受けることができる。なお、鹿児島大学法科大学院ホームページ上でも、PDFデータにて閲覧が可能である。

ニューズレター第2号



第 3 部

資 料

KULS ニュースレター No.1

INDEX

- This is the Law School を目指して
- 新任教員紹介
- 鹿児島地検・保坂洋彦検事正による特別講演会
- 平成21年度新司法試験論文式試験～民事系科目民法分野

● This is the Law School を目指して 授業アンケートを通じた改革

◆授業アンケートの改革

鹿児島大学法科大学院では、11月24日から1週間、法律基本科目を中心に、学期中間の授業アンケートが実施されています。今回のアンケートは、これまでのものとは趣を変え、授業の自身の改善を第一として質問項目を一新しました。これは、鹿大法科大学院が取り組んでいる大きな「改革」の一環です。

◆鹿大法科大学院の新たな取り組み

鹿大法科大学院は、6月に「鹿児島大学法科大学院の新たな取り組み」を、ホームページに公表しました。現在、1) 少人数教育の徹底、2) 九州大学での滞在型特別講義制度、3) 司法政策研究センターの開設などを往とす新しい教育方法の導入により、これまでの教育活動によって得られた成果を承継しつつ、さらに教育の質を向上させる取り組みを推進しています。

10月以降、専任教員が担当する法律基本科目と司法試験の選択科目になっている講義では、教員それぞれの工夫が行われています。授業中に司法

試験の問題に触れたり、授業の進行方法についての新たな試みをしたり、新たな形で課題を出して任意に提出するようにとの呼びかけがなされるなど、授業内容や学修内容の充実を図る取り組みがなされています。

これらの取り組みは、教員組織全体として、今回の改革をより深く、教育の現場にまで及ぶ取り組みにすることを目指してのことです。

◆法曹に求められる能力と授業の充実

今回実施しているアンケートでは、教員組織全体として法科大学院教育の基本に立ち戻り、法曹が具備すべき能力の涵養をふまえた教育をしているかどうか、という点に焦点を絞りました。

特に法律基本科目の授業では、司法試験で問われる法曹に必要な能力を涵養することは当然のことであり、今回のアンケートでは、あらためてその点を意識しています。質問項目は、下記のことがそれぞれを表現する授業となっているかどうかをたずねるものです。

- 【1】受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業
- 【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起
- 【3】基本的な法的知識の習得
- 【4】法的思考能力の涵養
- 【5】専業を把握したり、分析する能力の涵養
- 【6】法的議論をする能力の涵養
- 【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養
- 【8】法的文章作成能力の涵養

【3】から【8】は、法務省のホームページで公表されている司法試験の問題、出題の趣旨、採点実態(<http://www.moj.go.jp/SHKEN/index2.htm#0>)のリンク先参照)から抽出しました。【1】と【2】は、それ以上を実現するための、全体として充実した授業にする工夫や取り組みがなされているかを点検します。

授業アンケートの集計結果とアンケートへの教員からのフィードバックは、シラバス・システ

ムに掲載され、授業の中でも言及されます。また、この結果の検討により、授業のやり方などの調整がなされます。さらに、集計結果は教員全員に配布され、月1回、教授会のあとに開催されるフォーカルティ・デベロップメント活動(通称:F/D活動=教育改善活動)の主題とされ、結果の点検と改善に向けた議論が行われます。こうした議論には学生の参加も期待されています。

◆心ある法曹を生み出す“ダイナモ”に

鹿児島大学法科大学院は、「地域に学び、地域を支える」ことをミッションとして設立された法科大学院です。これまでの弁護士としての役割イメージである紛争解決だけではなく、より広く、社会における司法の果たすべき役割や機能を実現するために、積極的に取り組む法曹の養成を目指して設立されました。そのために用意されている、1Tを徹底して用いる法律相談実習などは、すでに、特色あるカリキュラムとして、マスコミや弁護士会をはじめ全国的に高く評価されています。司法試験に合格した修了生も、この理念の上で学修した人々です。

今回の授業アンケートの一新により、司法試験で求められる法曹としての能力と授業での取り組みの結びつきが一層強くなることが目指されています。このアンケートの取り組みが、教員、学生がともに同じ目標を見て、カリキュラム全体の充実度をさらに高め、多くの心ある法曹が生まれ出されてゆく“ダイナモ”になればと思います。FD委員長/副研究科長 米田憲市(法社会学)

●鹿児島地検・保坂洋彦検事正 特別講演会 一教員の立場から授業改善にどう活かすか一

2009年10月28日、鹿児島地方検察庁の保坂洋彦検事正を本学にお招きしての特別講演会を開催しました。当日は、学生と教員のほか、修了生や来着入学予定の方々が出席して、予定時間を

新任教員紹介



南 由介

(みなみ ゆうすけ)
○主な研究業績
・南由介「意味の認識の限界と素正の認識」法学政治学論叢 59号(2003年)
・井田良・内海朋子・飯島博・南由介ほか「よくわかる刑法」(ミネルヴァ書房、2006年)
・南由介「自執行為」別冊ジュリスド刑法判例百選1総論(第6版)(2008年)。

こんにちは。
この10月に鹿児島大学法科大学院に赴任しました南です。専攻は刑法です。その中でも故意論・錯誤論に興味をもつて研究をしてきました。9月までは関西の私立大学の法学部に所属しておりましたが、法科大学院での教育は鹿児島が初めてです。

ロースクールの教育については赴任以前から色々と耳にしておりましたが、実際に教育に携わってみると、やはり学生の意欲の高さが学部レベルとは違つて実感します。

そのようなかで教員として教育に携わっていくことは私自身大変刺激になりますし、光栄でもあります。私も努力して、皆さんの司法試験合格に資するための授業を提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

超えて充実したお話をうかがいと思います。

保坂検事正は、検察官としての豊富な実務での経験のほか、司法研修所教官、法科大学院への派遣検察官教員として、法曹養成教育にも深く関わったご経験があり、学生に向けて具体的かつ実践的なアドバイスを多数いただきました。ここでは、刑事法分野の教員の一人という立場から、ご講演を聴きながら印象に残ったことを、思いのままに綴ってみたいと思います。

保坂検事正からは、実務家の目からみた「新司法試験

としか触れられないことが多々あるのが悩ましいところ。さしあたり、取り扱うテーマに制約がない2年生の刑事訴訟法問題演習において、判決文の事実注目する取り組みを徹底しようと考えています。

そして、③基本書の重視について。このこともまた、法科大学院では念仏のごとく唱えられてきたことです。ただ、具体的な授業進行の中で「基本書中心主義」のメッセージを学生に伝える工夫は、さらに必要なのかもしれません。私の場合、基本書の該当箇所を予習範囲として指示しつつも、講義そのものはオリジナルのレジュメによつて進みます。これは学生が理解しやすいようにとの配慮からです。特に1年生の刑事訴訟法A・Bにおいて、「基本書を読みこなすための力をつける授業」を、意識してみたいと思います。そのほか、④最高裁調査官による判例解説の活用、⑤法解釈により導かれる規範と判例の積み重ねにより形成される具体的な考慮事項との関係など、いくつかの示唆を受けました。今後、学生のみなさんと認識を共有しつつ、いろいろと試行錯誤していきたいと考えています。

最後に、今回の講演の実施にあたり全面的なご助力を賜った大久保信英先生（福岡高等検察庁宮崎支部長・本学非常勤講師）に、あらためてお礼を申し上げます。

中島宏（刑事訴訟法）

●平成21年度新司法試験論文式試験
一民事系科目・民法分野について

平成21年度の論文式試験（民事系科目）は、民事訴訟法単独の第1問と民法および商法の第2問から構成されています。ただし、第2問は、民法と商法の融合問題（1個の論点を民法の視点と商法の視点から検討する問題）ではなく、同一の事例を素材として、それぞれ民法上の論点と商法上の論点を検討させる総合問題であるといえます。

◇第2問【設問1】

民法分野に関する第2問【設問1】では、売買契約締結に際して交付された注文書に、契約交渉段階において合意されている目的物（型番PS112の金鳳加工機械）とは異なる目的物（型番PS122の金鳳加工機械）が記載されていた場合、当該売買契約は、何を目的物として成立しているかを問うています。契約により規律される当事者間の法律関係は、契約当事者双方の意思表示が合致した範囲を基礎として画定されますので、契約の解釈は、まずもって、契約締結に向けられた当事者の意思と右当事者の意思の合致の範囲を探索することからスタートします。本問は、このような契約解釈に関する基本的な理解を、「契約目的物は何か」という問題を通じて確認するとともに、本問で示された具体的事実の下で、契約当事者の意思とその合致部分を適切に認定できるかどうかを確認しています（その際、X-A間にPS112を売買契約の目的物とする点で意思の合致があると評価すれば、誤記を理由とする表意者保護制度の適用を考慮する必要はないはず）。私的自治の原則が支配する私法上の法律関係は、「当事者意思の解明（如何なる法律関係の形成を欲したのか?）」を検討することからスタートすることを今一度確認しておく必要があります。

◇第2問【設問2(1)】、【設問2(2)】

第2問【設問2(1)】では、民法192条の即時取得の要件事実として必要な事実とその理由、【設問2(2)】では、即時取得における過失の評価を基礎付ける具体的事実は何かを問うています。法科大学院では実務教育の基礎的な部分を担いますので、本問のような民法の基本的な制度に関する要件事実や事実認定に関する問題は、今後も継続して出題されることが予想されます。平素から、実体的な私法上の権利義務関係の検討と、要件事実即ち整理される主張証明責任の分配について、バランスよく学習しておく必要があるといえるでしょう。

◇第2問【設問3】

第2問【設問3】では、所有権に基づく動産の返還請求とともに、動産の使用料相当額の支払いを

請求する場合、使用料相当額の支払いを求める法的根拠とその理由を問うています。債権の発生原因は契約による場合と契約以外による場合とに分類することができ、Xは直接契約関係にないYに債権を主張する訳ですので、通常、法的根拠として考え得るのは、不法行為、不当利得、事務管理（何れも契約以外の債権発生原因）しかありません。事務管理は本問と無関係ですので、考慮すべき法律構成は不法行為構成と不当利得構成に限定されるはず。問題文には「法的根拠を一つ示し」とされておりただですので、何れの構成によるかで、得点に差が生じるというわけではないと考えます。何れの構成にたつ場合にも、その要件を明示し、当該要件に該当する事実を本問の具体的事実から抽出して検討すれば足りるでしょう（不当利得構成による場合には、不当利得の発生時期につき、若干の解釈論的検討が必要で）。

◇まとめ

今年度の民法分野の出題は、全般的に、個別論点に関する解釈能力を問うというよりも、主張立証責任の分配に配慮しつつ、当事者の主張を具体的な事実即ち法的に構成する能力をみるもの、相当程度、実際の実務に配慮した出題にもなっているという印象です。したがって、各所で指摘されているように、重要論点の暗記という学修方法では対応できない問題となっており、民法の基本的法知識と体系的理解を前提に、当事者の法的主張を要件事実論的な観点から組み立て、かつ具体的事実の中から法的に意味をもつ事実を適切に抽出する能力が強く求められているといえるでしょう。

○平成21年度新司法試験論文式試験問題（民事系科目）

<http://www.moj.go.jp/SHKEN/SHINSHIHOU/h21-22-05jssshi.pdf>

村山洋介（民法）



保原洋一郎先生による特別講演会の様子

験で問われる能力」としては、①規範に当てはめべき「事実」をきちんと抽出することが強調されました。新司法試験での刑事訴訟法分野の出題は、複雑な解釈論を展開しなければならぬものではなく、むしろ、条文や立法趣旨などから導かれる規範に対して、長文の事例からどのような事実を抽出（場合によっては「認定」）したうえで判断を加えるかが「勝負の分かれ目」になっていきます。このことは、これまでの授業やオフィスアワードの指導で私なりに強調してきたつもりなのですが、我が意を得たり！と思いつきながらお話を聞きました。ただ、具体的な授業の中で、事実を読み解く力を鍛えていく方法が十分だったかどうかは、慎重に検討しなければいけません。事実を読み解く力を鍛えるためには、最終的には実務家の先生方のお力を借りるべきだと思います。刑事法総論問題演習は、実務家教員と研究者教員がチームで担当するのが特徴ですが、チームの中での役割分担として、この点をより意識しつつ授業計画を立案していきたいと思っています。

また、①とも関連しますが、検事正のお話の中では、②判決文を読むことの大切さが、くり返し強調されていました。このことも、法科大学院の教員であれば口癖のように言っていることですが、しかし、限られた授業時間の中で、事実のレベルにまで掘り下げて判決文を読み解く作業が十分にできていくかといえば、まだまだ万全とは言えません。私の講義についていえば、学生には判決文を読んで予習してもらっていますが、授業では結局のところ、判例巨選が整理している程度のこと

KULS ニュースレター No.2

INDEX

- 潜在型特別聴講生制度
- 平成21年度新司法試験論文式試験～民事系科目 商法分野
- “連載” 裁判員裁判傍聴記 一第1回～
- 中間授業評価アンケートの実施について

● 潜在型特別聴講生制度 ●

◆ 潜在型特別聴講生制度とは

平成21年7月15日に、鹿児島大学法科大学院は、九州大学法科大学院と連携して相互の学生を受け入れる「潜在型特別聴講生制度」に関する連携協定書を締結しました。同制度の運用は、平成22年4月からスタートします。

「潜在型特別聴講生制度」により、鹿児島大学法科大学院の学生は、3年次に進学した段階で、半年もしくは1年間、潜在型特別聴講生

生として九州大学法科大学院のキャンパスに通学し、同大学院の学生と同じ講義を受講することができるようになります。また、九州大学法科大学院において取得した単位は、鹿児島大学法科大学院の修了のために必要な単位として認定されます(同様に、鹿児島大学法科大学院は、九州大学法科大学院の学生を潜在型特別聴講生として受け入れます)。

これまで両法科大学院は、1年次の「法情報論」など、多くの科目を遠隔講義システムを用いて共同運用してきました。また、2年次における「リーガルクリニックA」では、離島の学生に九州大学の学生も参加しており、両大学の学生の間では、すでに一定の交流が存在しています。今回の試みは、これをさらに拡大し、法科大学院における学生生活の一時期において、他の大学のキャンパスへ実際に異動したうえで、学修を行うことを可能とするものです。

「潜在型特別聴講生制度」により、学生は、何れか一方の法科大学院では開講されていない科目を履修する機会や、多様な教員の下で指導を受けられる機会が確保されることとなります。また、鹿児島大学法科大学院の特徴である徹底し

た少人数教育に、多様な学生集団の中で共同・競争意識を持って学修を行う機会をオプショナルとして組み込むことで、より高い教育効果を生み出すことが期待されています。

なお、本学の「潜在型特別聴講生制度」に関する学内選考手続は、現在の2年次学生を対象に、2年次の成績評価が確定した段階で実施する予定です。

● 平成21年度新司法試験論文式試験～民事系科目・商法分野について～

平成21年度の民事系論文式試験の概要については、前回の民法分野における説明を参照して下さい。

商法分野に関する[設問4]では、合併契約締結又は合併契約承認総会の招集を阻止するための手段が、[設問6]では、株主総会において合併契約が承認された後に、合併の実現を阻止するための手段が問われています。[設問5]は、書面決議が認められている場合および議決権代理行使がなされた場合に、賛成あるいは反対の議決権行使数をどのように算定するかを問題としています。

事例の背景には、住友信託銀行対旧UFJ銀行事件(最決平成16年8月30日、東京地判平成18年12月13日)、モリテックス事件(東京地判平成19年12月6日)、日本エム・ディ・エム事件(東京地判平成17年7月7日)などが使われているようですが、大切な点は、これらの判決例を知らなければ解答できない問題ではないということです(知っていれば解答できるという問題でもありません。ただし、知っていれば有利であることは間違いありません)。商法の授業においても下級審判決例の紹介をより充実させたいと思います。自分の持っている知識・技術を用いて、所期の目的を達するために、どのような手段が選択可能・効果的であるのか、その選択は、与えられた事実関係における条件に即応しているのか、これらの点

連載

● 裁判員裁判傍聴記 ●

— 第1回 —

第1日目 (2009年11月24日 午後1時30分開廷 602号法廷)

従来との違いが鮮明に鹿児島県における裁判員裁判が、初々しくも無事に開催された。

冒頭陳述では、検察官も弁護人も証言台の近くへ出て、法廷に並び裁判員の顔を1人ずつ見渡しながらかつたりと語りかけた。その内容も、自分が証明するストーリーを示したのち、あらためて、量刑判断で重視してほしい事実を列挙するなど、従来の刑事裁判とは比較にならないほど、双方の主張の違いがクリアに伝えられた。

双方がパソコンのプレゼンテーション・ソフトを活用したのも、わかりやすさにつながった。視覚に訴える陳述が過度になれば、それが「主張」なのか「証拠」なのか曖昧(あいまい)になる危険がある。しかし、今回の冒頭陳述は適切だった。

続いて、検察官が請求した証拠が取り調べられた。書証の取り調べにおいて、従来の刑事裁判では、法廷では書面の要旨が告知されるだけだった。しかし、今回の裁判員裁判では、被害者の調書や被告人の調書の内容が朗読された。真実は法廷において明らかにされるという、刑事裁判本来の姿が取り戻された。

もっとも、長時間の朗読に裁判員が耳を傾けて内容を消化し続ける負担は大きい。そのために、2人の検察官は、書面の内容を読み上げる役と、立証趣旨を裁判員に説明する役を分担して、朗読が準備にならないよう工夫していた。また、裁判長は、取り調べる証拠の性質が変わるところで適宜休廷するなどの配慮をしていた。こうした工夫が、今後さらに構築されるであろう。(次号へつづく)

中島 宏 (刑事訴訟法)
(朝日新聞 平成21年11月25日朝刊)

を問う問題です。すなわち、「応用力」、知識を利用できるよりな形で身につけていることが求められています。

では、どうすれば「応用力」が得られるのでしょうか。まず、論文試験とロールスクールにおける授業(商法科目)との関係を取り上げてみま



(左から) 西田浩三副学長・采女院長・西山院長・有川直夫元総長

◆ 両研究所長からメッセージ ◆

山びこ学校から羽ばたけ 鹿児島法科大学院の学生へ

九州大学法科大学院の教員には、山びこ学校の雰囲気がある。山びこ学校の教員は「自習自修」にあり、学生は、専ら門家としての真意と努力で学修に励んでいます。九州大学の学生と切磋琢磨する機会のある方はお申し出下さい。門はいつでも開いています。

九州大学法科大学院 西山 芳喜

鹿児島大学法科大学院 研究科長 采女 博文

KULS ニュースレター No.3

INDEX

- **新しいカリキュラム - 基礎的法学教育の充実に向けて-**
- **平成21年度新司法試験論文式試験 ~ 民事系科目 民事訴訟法分野**
- **“運載” 裁判員裁判傍聴記 一第2回-**
- **合格者体験記**

● 新しいカリキュラム ●

一基礎的法学教育の充実に向けて-

鹿児島大学法科大学院は、一丸となつて司法試験合格者増へ向けた取り組みを行っています。来年度から九州大学大学院と連携して実施する「滞在型特別聴講学生制度（鹿児島大学法科大学院の学生は、3年次に進学した段階で、九州大学大学院に滞在中、講義を受講できる）」については、ニュースレター2号でお知らせしました。今回は、カリキュラムの拡充について説明します。

来年度から実施される新しいカリキュラムの特質は、「基礎的法学教育の充実」にあります。法科大学院での法学教育の基礎となる科目（鹿児島大学の例でいえば、民法B、民事訴訟法A、刑法B、刑事訴訟法Aの4科目）の単位数を2単位から3単位（授業回数では7回程度）を増やします。この増加は、授業で教授される情報量を増加させるためのものではなく、「時間をかけて丁寧に説明をする」「学生の理解度をより細かく確認しながら授業を進める」ことにより、受講生の基礎的知識の修得を徹底させることを目的としています。

法学未修者（鹿児島大学法科大学院に1年生として入学する者はすべて法学未修者とみなされます）が、限られた時間で法律科目を学習し、成績を上げるためには「はじめ」が肝

用力」を身につけることができず）の確保・という観点から、1年前期は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法を集中して学び、行政法および商法は1年後期から授業が始まります。

履修登録上限単位数（40単位）と上記必修科目単位数合計数（36単位）との差である4単位については、1年に配当される基礎法学・隣接科目（法理学、司法政策論、政治学、法社会学、政治史）から選択して履修することが可能になります。

なお、法学既修者としての認定をうけた者（基礎的法学教育は修了したとみなされる者）については、1年次に相応する部分についてのカリキュラム改正是影響しません。これまで通り、2年間で96単位を修得すること（認定単位30単位を含む）が修得するための要件です。

● 平成21年度新司法試験論文式試験 ●

一民事系科目 民事訴訟法分野について-

▼ 出題の形式について

過去の試験では、民事訴訟法分野の出題は、同一の事例を素材に、民法や商法の出題との結合形式で問われてきた（試験時間4時間、配点200点）が、今回は初めて民事訴訟法単独で大問1つを問う体例であった（試験時間2時間、配点100点）。

▼ 第1問の概要 一事案の整理と設問一

大雑把にいえば、「父Aから土地を相続した原告Xが、当該土地を被告Yが不法に占拠しているとして、建物収去土地明渡しを求めるところ（第1訴訟）、Yは、Aとの間で賃借契約が締結されていたと反論。ところが、この訴訟の係属中にYのいう賃貸借の契約期間が満了し、Yからの契約更新の請求をXは拒絶。そして、Xは、弁論準備手続期日で、Yが建物買取請求権行使したので、土地上の建物を時価で買い取ることになった」と主張した」との事実を認ませようえ、建物買取請求権についての裁判長と修習生の会話を請う。Xの主張するYが建物買取請求権行使したとの事実を、(i)Yが否認したとき、(ii)Yが採用したとき、(iii)Yが争うことを明らかにしなかったとき、それぞれについて、これを訴訟資料として証拠調べを經ずに、

連載

● 裁判員裁判傍聴記 ●

一 第2回 一

第2日目 (2009年11月26日 午前10時開廷 602号法廷)

2日目は、被告人質問から始まった。念に準備した弁護人の質問は、テキパキと小気味よく進んだが、裁判長がこれを遮った。「裁判員のために）テノボを溶としてはどうか?」と。裁判員は、被告人の顔をしっかりと見つめて証言を聞いていた。ただ、被告人は、つい質問する弁護人や検察官のほうを見てしまい、裁判員には視線を向けないことが多かった。人の目を見て返事をするとは一般常識なので、やむをえない。

弁護人や検察官は、自分の席を立ち、裁判員がいる側に立って質問するなど、被告人の視線を裁判員に向けて工夫が必要かもしれない。裁判員の質問に続き、1人の裁判員が質問をした。メモを見て落ち着いた口調で答えた。被告人と共犯者の責任の重さの違いや、更生の可能性など、この裁判の争点を正面からとらえるものだった。

裁判官の質問は、量刑事情となる具体的な事実を丁寧に確認するものだった。他方、裁判員の質問は、被告人自身がこの事件をどのようにとらえているのかを、自分の言葉で語らせるものだった。被告人の心からの声を聞きたいという衝動（しんしん）な気持ちで伝わった。量刑事情を分析的に積み上げる法律家の思考との違いが垣間見えた。これは、市民が参加する意義は、そこにあるのだろう。

論告・弁論も、従来とは一変して、簡潔明瞭（めいりょう）なプレゼンテーションとなった。弁護人がデータベースを利用して量刑相場を示したのも、新たな試みだ。ただ、相簿が過度に重視されれば、市民が参加する意味はない。評議の結果に注目したい。（次号につづく）

中島 宏 (刑事訴訟法)

(南日本新聞 平成21年11月26日朝刊)

判決の基礎とできるかを問うた。これが「設問1」。

さらに、「第1訴訟は、Yが建物買取請求権を行使して建物代金と土地引渡しの同時履行を求めたので、Yに対し、建物代金と引き換えに建物の退去、土地の明渡しを命ずる

判決がされ、これが確定。ところがその後、数年前の時点で、Yの買戻し解除によりAがYとの賃貸借契約を解除していたことが判明したため、XはYに対し、建物取去土地明渡請求訴訟を提起（第2訴訟：別紙「訴状」参照）。これに対し、Yは、訴えの利益なしと主張するとともに、第1訴訟の判決効が及ぶが、少なくとも建物取去請求は棄却されたと主張。この事実が加わり、Xが訪問した弁護士と修習生との会話を録音し、(1)訴えの利益なしとするYの論拠、(2)建物取去請求については第1訴訟の判決効により棄却されることとするYの論拠を問う、(3)そのそれそれにつき、Xの反論を問うた。これが〔設問2〕。

▼設問1について

▼若干の分析一何が問われているのか

1) Xの請求は、所有権に基づく返還請求としての建物取去土地明渡請求権だから、土地をXが所有すること、土地上の建物をYが所有することが請求原因事実であり、建物買戻し請求権の行使は、それにより建物につきXとY間で売買契約が成立し、建物所有権がXに移転することになるから、Xの請求のうち建物取去の部分否定するY側の抗弁であるところ、この建物買戻し請求権行使の事実をXが主張している。

2) かかるXの主張をYが否認し争う場合、いわゆる「相手方の援用しない自己に不利な事実を認める陳述」となるが、これを証拠調べを要することなく判決の基礎にできるかが問題。次に、このXの主張をYが援用した場合、「先行自白」となる。そうすると、不要証効（179条）。最後に、このXの主張につきYが争うことを明らかにしない場合、「擬制自白（159条1項）」が問題。

▼授業との関連と学修のあり方

1) これら3つの問題は、弁論主義、より具体的には、原告と被告間における主張共通という論点で授業に組み込まれる必須のプログラム。とくに、「相手方の援用しない自己に不利な陳述」については、主張共通から訴訟資料になるとするも、証拠調べを経ず認定でききかについて、等価値陳述などの考え方も含めて考察する。

2) 事例において、訴訟物は何か、請求原因事実は何か、被告の反論/抗弁は何か、原告の再反論/再抗弁は何か、それに対する被告の再々反論/再々抗弁がポイントで、被告による建物買戻し請求権がポイントで、被告によるそ

の行使の事実が原告によって主張されていることがわかる。訴訟物たる所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権との関係で、建物買戻し請求権がどのような意味をもつのかという点の検討は要するが、問われている論点自体は、既に述べたように明確である。

かような事実の整理にあたっては、民事訴訟手続の基本概念/構造を把握してないない答を構成するには、必要不可欠な知識レベルが存在するが、それらはいずれも一般的な基本書であれば、適宜該当の箇所ですべての解説がされているものであり、その意味では、基本書の反復精読を中心とした基礎学力の確立が肝要であることは勿論であるが、さらにそれを踏まえて、論理的思考回路を繋ぐ作業が不可欠である。

▼設問2について

▼若干の分析一何が問われているのか

1) 第1訴訟の判決は、Xが建物の代金を支払うのと引き換えにYが建物を退去し土地を明渡すというもので確定。ところが、その後、Yの買戻しを理由に賃貸借契約が解除されたことが判明したため、建物買戻し請求権は認められずとして、Xが改めて第2訴訟を提起。問題文中の弁護士と修習生の会話から、第1訴訟と第2訴訟の訴訟物は、所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権であることとされ、建物退去と建物取去は、土地明渡しの手段ないし履行態様の違いにすぎないとされる。

2) そうすると、第1訴訟で引き換え給付とはいえ、土地明渡請求は認められているから、Xの所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権の存在が認められている以上、同一の訴訟物の第2訴訟を提起することは、訴えの利益を欠くとの主張。これにつき、建物買戻し請求権による引き換え給付を命ずる第1訴訟の判決に対し、第2訴訟は建物買戻し請求権なしに建物取去土地明渡しを求めるとはならず、権利保護の利益ありと反論。また、第1訴訟で建物取去請求に対し建物退去の判断がなされている以上、Xの建物取去は認められ、建物退去の限度でしか認められていない。つまり、Xの請求のうち建物取去部分は否定されたのであり、この判断に既判力が生じ、これと異なった主張はできないと主張。これに対し、建物退去、建物取去は既判力の及ぶ範囲にすぎず訴訟物でないから、既判

判力が及ばないと反論。

▼授業との関連と学修のあり方

1) 第1訴訟で既判力が生ずる範囲をどう捉え、それと第2訴訟との関係を考える意義から、本問は、既判力をどう考えるかに尽きるが、これも授業で扱う必須の内容である。求められるのは、既判力の範囲やその作用について基本法理を事例に沿って組み立てていく能力だろう。

2) その際、建物取去土地明渡請求訴訟の訴訟物や、建物買戻し請求の結果、建物取去請求に対し、建物退去判決がなれることが考察のポイントになるが、これらは、民事訴訟法の授業より、民事訴訟実務に関する授業で扱われるだろう。その意味では、民事訴訟

訟関連の理論科目と実務科目で学修した内容を総合整理する段階が最終到達目標となる。

▼結びに代えて

新司法試験に王道はない。月並みだが、基礎学力に裏打ちされた思考回路を駆使しての応用力にかかっている。ただ、民訴の学修はやはり、限られた学修時間ゆえ、断片的な知識の集積に終始してしまい、論文式試験の現場で有効に活用できない懸念がある。そこで、L.Sの授業では、民事訴訟のコアとなる基本的かつ重要な論点に絞って、応用展開を可能とする思考回路を修得するトレーニングを旨とする。

齋藤善人(民事訴訟法)

●合格者体験記●

こんにちは。鹿児島大学法科大学院2期生の林です。私は、昨年の新司法試験に合格し、先日司法修習を終え弁護士としての活動をスタートさせたところです。

受験生の皆様におきましては、新司法試験に向けて日々精進されていることと思います。さて、今回、受験生の皆様に向けた言葉を依頼されたわけですが、正直なところ私の意見や言葉が試験に有益かどうかは至らざらぬと思います。気持ちで目を通していただけたらと思います。

まず初めに、鹿児島大学法科大学院は3年コースを基本としており、純粋な修習者の方も複数おられます。この点については、既修者と試験で戦うことに不安を感じている方も多いと思いますが、純粋な修習者でも十分3年で合格することは可能です。私は考えています。私の修習時代の同期でも未修者と既修者の間に知識レベルの差はそれほどありませんでした。過去問を分析しても極端に知識に隔った問題は出されていないからです。

次に、具体的な勉強法については人それぞれあると思いますが、とにかく基本が大切だと思えます。特に試験まで時間のある1、2年生の間は、基本となる原理・原則及び論点・判例（百選レベル）を繰り返し頭に定着させることが重要です。新司法試験では、択一はシンプルなお題が多い傾向です。論文でも難しい問題にはヒントが出る傾向があり、法の基本原則から紐と姿勢が求められるように感じています。基本とも言っても科目数の多さも相まって学習すべき分量は膨大ですので、時間の取れるうちに取り組んでおいたほうが良いと思います。

ある程度試験が近づいてきたら、得意科目を伸ばすより苦手科目を作らないように学習の比重を

調整したほうが良いと思います。新司法試験では、多少得意科目でも人より飛び抜けた答案を作る計は難く、受験生の1/3~1/4合格する制度設計を人並み（平均点）で切り抜ければ余裕をもって合格できます。ついつい得意科目に勉強時間を割きがちになると思いますが、苦手科目に積極的に時間を充てるようにしたほうがよいと個人的には思っています。

また、受験生同士でゼミを組むこともとても有意義だと思います。他人の答案を良例として参考にするのは非常に参考になります。私の修習時代は同期も大部分が受験生時代にゼミを組んでいたそうです。

最後になりますが、新司法試験で既存の有名論点がダイレクトに問われることはほぼありません（理田は色々考えられますが割愛します）。初見の問題にぶつかるのは厄介だと思えます。そういった時にこそ落ちついて基本原則に立ち返り、問題文のヒントに沿って丁寧に論述することが大事だと思います。

駆け足で話してきましたが、司法試験は個人戦です。皆これまで培ってきた各々の学習法があると思うので、私の言葉はあまり聞き取らずに、自分自身で考えてみてください。受験勉強は精神的成長に一層一層進むことなく、自分を信じて頑張ってください。私に力になれることがあれば喜んで協力したいと考えていますので、相談や質問等あるときはいつでも気軽にご連絡ください。

過去に受験した者として、また同窓として皆様の合格を心から祈っています。実務と共に働く日々を心待ちにしています。

KULS ニュースレター No.4

INDEX

- 臨床科目で試される学修成果 - 新司で必要な能力を手がかりに-
- 弛まぬ教育改善を
- 最終授業評価アンケート 教員の対応について

● 臨床科目で試される学修成果 - 新司で必要な能力を手がかりに-

平成22年2月19日から22日かけて、屋久島の4会場で無料法律相談を実施しました。学生にとっては、日頃の学習の成果を地域社会に還元する貴重な機会であるとともに、将来携わる法曹実務に触れることで、今後の学習目標を再確認する場でもあったと思います。私見ですが、法科大学院における全ての学習は、新司法試験に繋がるものでな



正司弁護士(右端)の指導を受ける学生

くてはなりません。これには、教員側の創意工夫はもちろん、特に直接の試験科目ではない科目においては、学生が主体的に目標を設定し、授業から新司法試験に活かせる知識・経験・思考を学び取る姿勢が不可欠です。今回のリーガルクリニックを、新司法試験にどう活かすか。私が感じたことを、以下簡単に述べたいと思います。

① 事実の整理

試験問題とは異なり、生の相談で相談者が語られる事実は、所与のものではありません。実務家は、常に立証を意識して事実の確定に努めます。学習段階では軽視されがちな事実の重みを感じることが出来たのではないのでしょうか。

ただし、試験問題を解くにあたっては、問題文の趣旨をよく理解しううえで、出題者が想定していない事実を足を取られることがないよう、注意を喚起しておきます。また、相談者から流れ出る事実の洪水を整理し、記録するスキルについても、目の当たりにしたことと思います。相関係図に代表される、複雑な事実を法律関係が分かるように図表化



宿舎での相談事案の検討の様子

する技術は、実務のみならず試験においても必須ですので、これを機会に習得してください。

② 要件事実の意味

事実の聞き取り及び整理に際して、法律家の参照枠組(Frame of Reference)は要件事実です。普段、ある種のパズルとして捉えがちな要件事実ですが、相談の場において生じた事実を整理する有効なツールであることを感得できたのではないのでしょうか。学生のみさんの聞きとりが、相談者に振り回されてわざとにそれしてしまいがちなのは、この参照枠組みをしつかり意識できていないことが主因であると感じました。事前準備で何を置くべきかを検討する際には、要件事実をしつかりと押さえることがますます重要になります。今回、時間的制約の問題もあるのですが、この点の準備がやや不十分であった印象を受けました。生きた要件事実学習の場として、積極的に活用して欲しいと願います。

③ 解決手段としての各制度の有機的理解

実法法の学習は、つまるところ法定の要件効果を基盤とした権利の存否の問題に帰着します。他方、手続法の学習では、やや細かい手続的論点に目が行きがちです。しかし、現実の紛争解決は、多様な法制度を駆使して実現されるものです。訴訟のみならず、調停、審判又はADRなど、紛争解決システムの全体像を頭に置き、適切な手段を選択することが求められます。そのためには、各手続きの特徴とメリットデメリットをしつかりと理解し、相談者に分りやすい説明することが肝要です。手続き選択は新司法試験では、主に行政法で問われるところですが、民事でもどのような手続きで解決するのかのイメージを持つことは、見えないところで答案に具体性を与えると思います。

④ タイムマネジメント

今回のクリニックは、学生にとっては、

● 弛まぬ教育改善を

さまざまな教育改善を施したからといって、その効果がそんなに早くに試験結果に表れるとは思ってはいませんが、それでもわずかに期待する気持ちが無ければなりません。21年度新司法試験の結果についてでありました。私が4月に法文学部事務長に着任後から、法科大学院を取り巻く世間の風当たりを受けて文科省による教育改善の指導が始まったのですが、鹿児島大学法科大学院では、採択研究科長の素早い決断によって、次々と教育改善計画が実行に移されていきました。その様を見ていたからこそ、せめて4~5人は、という期待はあったのですが・・・

さて、教育は門外漢の事務担当者が何を言うかと思われかもしれませんが、FIDは、下りのエスカレータを駆け上るようなものだ」と、学生部でFID事務を担当した時分に聞いたことがあります。「これだけやったのだから、後は結果待ち」と決め込んで教育改善の活動を止めてしまうと、そこに留まるところか最下層まで落ちてしまいます。授業成果は、弛まぬ教育改善の活動によって確回とした力を発揮することが見えたという。21年度になってようやく動きが戻ったという。21年度はFID委員会の果たす役割は大きいのです。

今、3月末の定年退職を前にして、文科省による事情聴取のために採択研究科長と何回か足を運んだ文科省会議室からの眺望が蘇ります。官庁街を眺めながら、後は結果を出すしかないのだな、と思ったものであります。最後に、鹿児島大学法科大学院の皆藤万と仕事を一緒にさせていただいたことを誇りに思うと同時に、皆藤万のご努力が報われる日が来ることを確信するものであります。ありがとうございます。

南谷 久 (法文学部 事務長)

かなりタイトスケジュールの中で行われました。本当に変だっただと思います。しかしながら、新司法試験においても、最後の最後はタイムマネジメントにかかっています。与えられた時間の中で、必要十分なアウトプットを生産することは、試験でも実務でも、必須のスキルです。所与の時間に対して不満を述べるのではなく、その時間をどう活用す

KULS ニュースレター No.5

INDEX

- 新司法試験とリーガルクリニックとの架け橋
- 平成21年度新司法試験論文式試験～公法系科目憲法分野
- “連載” 裁判員裁判傍聴記 -第3回(上)-

● 新司法試験とリーガルクリニックとの架け橋 ●

屋久島に続いて、平成22年2月26日から3月1日にかけて、種子島でもリーガルクリニックが行われました。私は、弁護士2年目とまだ未熟者ですが、27日28日の両日、3つの会場のうち西之表会場の法律相談（合計9件）を担当させて頂きました。法律相談、事前検討会、事後検討会のみならず、学生の皆さんと同じ宿に泊まり、折に触れているという話もさせて頂きました。

その中で、私は、今回リーガルクリニックを受講された学生の皆さんが来年5月の新司法試験を受験され、将来、実務家となって活躍されていく（今回のリーガルクリニックを受講して、種子島のような弁護士のいない司法過疎地で活躍したいと考えた方も少なからずいらっしゃると思います。）という道程を歩まれていくことを考えたとき、私はこのリーガルクリニックから学生の皆さんに何を学んでもらえばよかったのだろうか、どんなことを総括として申し上げれば学生の皆さんの今後の役に立つのだろうか、と考えるようになりまして。その一つの答として、理論と実務の架け橋ならぬ、新司法

に頼るよりは条文にあたってはたつたほうが確実だと思います。）、その法的効果を得るための要件が何なのか、事実を聞き出すにあたって文言を解釈しておく必要はないか、などと思を進めていくことで、法的解決ないし法的判断に必要な事実として何を聞き出さなければならぬかはずと見えてくるように思います。

2 リーガルクリニックと新司法試験の違い

リーガルクリニックの法律相談と新司法試験は、いずれも一定の時間内に法的問題解決ないし法的判断を回答しなければならぬという点では同じです。

逆に何が違うかといえ、事実が確定しているかどうかの違いです。当事者の言い分だけを聞いて、しかも、それほどしっかりとした証拠書類もない中で、ある程度の回答を求められるのが法律相談だと思います。これに対して、新司法試験の論文の問題では、問題文の中で確定した事実が与えられており、これを前提に、法的解決ないし法的判断及びそこに至る法的思考過程を示すことが求められています。すなわち、法律要件のあてはめに使って事実が問題文によって与えられ確定しているのが新司法試験、あてはめに使って事実が相談者から必ずしも与えられずとは限らず、これを自分で聞き出す必要があり、かつ、その聞き出した事実もある程度不確定であるのが法律相談といえるのではないのでしょうか。

3 リーガルクリニックの活かし方

リーガルクリニックでは、市民の皆さんが抱える様々な法的問題が様々な法律・条文の対象となつて現れていたとおもいますが、現時点で学生の皆さんが押さえたいおまけはならないのは基本7法+選択科目です。ですから、今、試験科目以外の科目について掘り下げて勉強する必要はないと思います。他方で、基本7法+選択科目に絡んだ相談については、今一度、自分の思考順序は当を得ていたのか、法的知識・法的理解は充分だったのかという点を振り返って検討してみてください。

連載

● 裁判員裁判傍聴記 ●

— 第3回(上) —

第3日目 (2009年11月26日 午後3時30分開始 延 602号法廷)

機軸から語る場へ

真価、問題点これから

3日目。評議が長引いたため、30分遅れで開始した。どんな議論をしたのだろうか。2日目までよりもフォーマルな服装を選んだ裁判員の姿から、熱くことの重みが伝わる。裁判長は、文案を読み上げるのではなく、話し言葉で語り聞かせるように、判決を言い渡した。判決理由は、量刑のポイントだけを簡潔に示しており、そこからは評議の苦悩はうかがえなかった。こうして、鹿児島地裁の一番長い日が終わった。

この事件では、共犯者から犯行を命じられた被告人が、それを断ることができなかったかどうか争点となった。合理的な物の考え方をすれば、警察に駆け込むなり、逃げ出すなりして犯行を避けることは容易だ。しかし、人は常に合理的な判断をしながら生きているわけではない。では、人とはどんな状況があるときに、そのような不合理な行動をとってしまうのだろうか。まさに、市井に暮らす「普通のひと」の経験と想像力を駆使して判断するのにはさしつかえのないテーマだった。

刑事裁判の風景は、見事なまでに一変した。もちろん、法廷を取り囲むIT機器、被告人のネクタイ、奇妙なスリッパ、裁判官の入廷前に外される手錠...といった外形だけではない。検察官と弁護人の訴訟活動そのものが、大きく様変わりしたのである。液晶モニターを用いて傍聴に訴えながら、要点を絞って簡潔に行われる冒頭陳述や弁論が象徴的だ。単に法律知識がない人に理解してもらったためのテクニクが導入されたばかりではない。検察官や弁護人は、紙の上ではなく、法廷というリアルな空間の中で、人に向かって語りかけ、人の理解や共感を求めて活動することになった。つまり、法廷は、かつてのような儀式の場ではなく、豊かなコミュニケーションの場へと、その本質を大きく変えようとしたのである。

(下につづく)

中島 宏 (刑事訴訟法)

(朝日新聞 平成21年11月27日朝刊)

鹿児島大学大学院司法政策研究科（法科大学院）

教育活動報告書

2011（平成23）年2月28日 発行

編集：平成22年度教育活動点検評価委員会

発行：鹿児島大学大学院司法政策研究科

〒890-0065

鹿児島市郡元1-21-30 鹿児島大学大学院司法政策研究科

TEL 099-285-7504 / FAX 099-285-3597

Mail ls_info@leh.kagoshima-u.ac.jp
